

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなみまぐろ保存委員会

第9回遵守委員会会合報告書

2014年10月9-11日
ニュージーランド、オークランド

第9回遵守委員会会合

2014年10月9-11日

ニュージーランド、オークランド

議題項目 1. 開会

1.1. 歓迎の辞

1. 遵守委員会議長スタン・クローザース氏は、会合を開会するとともに、参加者を歓迎し、ニュージーランドによるもてなしに謝意を表明した。
2. メンバーは会合への参加者を紹介した。参加者リストは別紙1のとおりである。

1.2. 議題の採択

3. 拡大科学委員会によるプレゼンテーションを含めるように修正された議題が採択された。修正された議題は別紙2のとおりである。
4. 会合は、議題項目2.3及び3については他の主要議題を取り扱った後に検討するという議長の提案に合意した。
5. 会合の文書リストは別紙3のとおりである。

1.3. 会議運営上の説明

6. 事務局長は、フィリピンが会合に出席することができないことに対する陳謝、及び協力的非加盟国としての地位の更新を要請する旨を示したフィリピンからのレターを回章した。

議題項目 2. CCSBT 保存管理措置の遵守

2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの年次報告

7. メンバー及び協力的非加盟国（CNM）は、遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書を簡潔に説明した。メンバー及びCNMによる説明の中で、管理システムの改善、直近の漁獲量、オブザーバーカバー率、及びその他重要な事項といった点が重点的に示された。2014年に独立品質保証レビュー（QAR）を実施したメンバーは、そのレビュー結果について報告した。
8. 会合に提出された年次報告書及びQARの内容に関して、明確化のための質問を含む活発な議論が行われた。報告された問題点の重要な点及びこれに伴う議論を以下に記録した。

9. オーストラリアは、オーストラリアの SBT 漁業管理システムは、よく確立された漁業関係法令、強力な漁業管理規制制度及び確立された漁業報告及び制裁措置により、CCSBT 最低履行要件に照らして効果的であることを紹介しつつ、QAR の結果が肯定的な評価であったことを報告した。
10. オーストラリアは、2013/14 年漁期においてその国別配分量を超えて漁獲したと述べるとともに、当該超過分について、CCSBT の是正措置政策に従い、次の漁期の国別配分量から一対一で差し引く予定であると述べた。また、オーストラリアは、2012/13 年漁期から 2013/14 年漁期に 118 トンの漁獲枠の未使用枠を繰り越したが、行政上の過失により、関連する決議に規定された通知期間よりも遅れて繰越通知を提出したと述べた。遅れて提出された繰越通知の有効性に関する相当の議論があった。この議論においてはコンセンサスには達しなかった。
11. オーストラリアは、オーストラリアの調査協議会がステレオビデオ測定技術の自動化に関する調査プロジェクトを進めており、同国は当該プロジェクトに 500,000 ドルを投資していることを報告した。中間報告の期限は 2015 年であり、その間、オーストラリアは、平均重量サンプリング技術のサンプルサイズについて、10 キロ以上の魚を 40 尾から 100 尾に増やしている。さらに、オーストラリアは、CCSBT に中間報告を提出することを約束した。ステレオビデオモニタリングの自動化は、ステレオビデオの効果的かつ効率的な導入を支援するとともに、リアルタイムでのデータ提供を可能にするものである。
12. また、オーストラリアは、オーストラリアにおける遊漁漁獲量の規模を評価するための方法論を確立し、これを導入するため、ABARES に 500,000 ドルを予算措置していると述べた。オーストラリアは、会合に対して、CCSBT に提供できるような遊漁漁獲量に関する信頼性の高いデータを保有していないと述べた。
13. その他のメンバーは、ステレオビデオモニタリングの重要性についてコメントし、繰り返される導入の遅延についての懸念を提起するとともに、オーストラリアに対し、喫緊の課題としてシステムを導入するよう求めた。また、遊漁漁獲量の推定値を得ることの重要性についてもコメントした。
14. 韓国は、IUU 漁業に対する罰則の強化、全ての韓国漁船を監視する漁業監視センターの設立、及び月別から週別に短縮していたログブックの提出期限を 2015 年からさらに日別報告に変更すること等、同国の管理システムについて多数の改善がなされたと述べた。しかしながら、2013/14 年漁期中、韓国による SBT 漁獲量の 68% が外国港で転載され、今年は韓国による外国港での水揚げ漁獲量の検査が行われなかったことが留意された。
15. インドネシアは、SBT の漁獲量が同国の国別配分量を超過し、また同国のオブザーバーカバー率が低かったことを報告した。また、インドネシアは、報告漁獲量の増加の大部分は、実際の漁獲量が増加したのではなく、漁獲量の報告が改善されたためであると考えていると述べた。さら

に、2015年に関しては、インドネシアの漁業会社はSBTの漁獲枠を（三つの漁業団体を通じて）割り当てられる予定である。各漁業会社は、SBTの漁獲が許可された総トン数30トン以上の船舶のリストを決定しなければならない。SBTの漁獲枠及び船舶リストを含む各漁業会社の情報は、CDSシステムの中にアップロードされる予定である。過剰漁獲に対しては罰則が科され、またCDS文書の確認のためにオンラインシステム（陸上ベース）が使用される予定である。インドネシアは、配分量に達した時点で漁業を終了させることにより、2015年以降はこれ以上の過剰漁獲は起こらないだろうと考えている。また、インドネシアは、同システムの効果的な実施のため、市場国からのサポートを要請した。

16. インドネシアの過剰漁獲の増加、及びインドネシアの現行の管理措置における相当の弱点を示唆したインドネシアのQARの結果に対する懸念が表明された。一方で、インドネシアは、同国のSBT漁獲量の報告の改善及び予定されている同国の管理体制の改善に関して称賛もされた。
17. 台湾は、同国のQARの結果、台湾のSBT漁業管理システムがCCSBT最低履行要件に合致しているとされたことを報告した。明確に確立された漁業関係法令及びSBTの配分量に関する証明システムが存在している。CCSBTのCDSは、強力な漁業管理規制制度及び確立された漁業報告及び罰則とともに実施されており、要件に沿って機能していることが明らかになった。
18. 台湾は、洋上転載された後に日本に直接輸出されるSBTの検査を行うため、現在、日本において第三者機関にこれを委託していると述べた。その検査報告書は、CDSの漁獲モニタリング様式の確認のために台湾の公務員によって使用される。
19. ニュージーランドは、漁獲努力量に関する全体のオブザーバーカバー率は24%であったが、国内漁船にかかるカバー率はわずか4%であったと述べた。ニュージーランドはCCSBTのカバー率目標10%を達成するためにオブザーバーの配乗を計画したが、天候の状況により、多くのオブザーバー予定日が洋上ではなく港内で経過することとなった。ニュージーランドは、国内漁船にかかるカバー率10%の達成を目指し続けると述べた。
20. 日本は、CCSBT20における合意に沿って、2013/14年漁期の開始以降、輸入SBTに加えて、国産品の漁獲物のDNA試験を開始したと述べた。また、RTMPデータとオブザーバーデータにかかるより詳細な相互検証を行っており、大きな不調和は探知されなかった。
21. 南アフリカは、入港管理センター、VMSのアップグレード、及び100%の水揚げモニタリング等、MCS措置の改善を行ったことを報告した。SBT漁業の終了時点での全てのSBTの投棄、及びマグロ漁船によるSBT水揚げ禁止措置が導入予定である。南アフリカは、同国のマグロはえ縄漁船は漁獲枠管理制度の下で操業している一方、メカジキはえ縄漁船はオリンピック方式により操業していると述べた。メカジキはえ縄漁船

は、南アフリカがより大きな漁獲枠を与えられた場合にのみ、漁獲枠管理制度に移行できる可能性がある。

22. 欧州連合は、SBTの商業的水揚げがないことを確認するため、EUメンバー国に対し、あらゆる機会を通じて本件について尋ねたと述べた。EUは、本件にかかるいついかなる追加情報についても歓迎した。EUによるSBT漁獲量の減少は、訓練及び船長による本件への意識並びに自然変動によるものと考えられる。
23. フィリピンが欠席したため、以下の質問及び要請がなされ、事務局がこれをフィリピンに伝達するとともに、会合に出席した全てのメンバー、CNM及びオブザーバーに対してその回答を回章することが合意された。
 - なぜフィリピンの年次報告書の多くの部分（実際は大多数）が空欄のままなのか？
 - 科学オブザーバーカバー率、港内転載の管理及びモニタリング、CDSの確認、及びSBT輸出の管理及びモニタリングに適用される法律に関する詳細情報の提供。

2.2. 事務局からの報告

24. コンプライアンス・マネージャーにより、文書CCSBT-CC/1410/04が紹介された。当該文書は、メンバー及びCNMによるCCSBT管理措置の遵守状況を総括したものである。留意された主な分野は以下のとおりである。
 - 2010-2013年の4年間におけるインドネシアの報告漁獲量3,770.3トンは、同期間における同国の合計国別配分量（2,696トン）を1,074.3トン超過した。
 - 第9回遵守委員会会合（CC9）に対する報告書において、インドネシアは、現在は同国のSBT漁獲量の水準を効果的に管理するためのシステムが存在しないが、2015年から一連の新たな記録及び管理措置の導入を計画していることに言及した。現在は効果的な管理措置がないことについては、品質保証レビュー（QAR）の結果でも確認されている。
 - 欧州連合は、CCSBTのCNMとなって以降、事務局に対して、漁獲証明制度（CDS）様式又は船別年次漁獲量情報を全く提出していない。
 - オーストラリアは、2013/2014年漁期において同国に国別配分量を超過し、現時点までに約5,410トンのSBTを漁獲した。
25. コンプライアンス・マネージャーは、当該文書が事務局のウェブサイトに掲載されて以降、以下を含むいくつかのアップデートを受領したことを指摘した。
 - インドネシアの国別報告書の修正
 - フィリピン及び南アフリカからの国別報告書の受領

当該文書の修正は、全ての関連するアップデートを含めて行われる予定である。

26. インドネシアは、社会的な影響を避けつつ、いかにして漁獲枠システム、漁獲量のモニター及びデータ収集をベースとして SBT を管理するかについて学ぶために 5 年間に要したと述べた。インドネシアは改善を約束するとともに、2015 年から発効する制度変更の実施を開始した。将来的には、CCSBT に対してより正確な情報が提供される見込みである。
27. 複数のメンバーは、インドネシアにおいて漁獲量報告の改善がなされていることは心強いと述べたが、効果的な漁獲管理措置もまた重要であることを協調した。
28. 欧州連合は、EU は CDS の導入について非常に真剣に考えており、CCSBT の CDS を 2010 年から導入していると述べた。2010 年 1 月 1 日からは、規則 1005/2008 の下、EU に入ってくる全ての漁業製品（SBT を含む）にかかる報告に、CCSBT の CDS が添付された漁獲証明書、又は EU 独自の漁獲証明書が伴われなければならない。CCSBT の CDS は、EU の漁獲証明書と同等のものとして明確に認知されている。
29. EU は、権限を付与された CDS の確認者については事務局に提出してこなかったが、SBT に関して確認者が必要となるような状況が全く無かったと述べた。EU は、CCSBT に対して CCSBT の輸入 CDS 様式の写しをまだ提出していないことを認めたが、当該文書に関する CCSBT 義務について EU メンバー国にリマインドしてきており、この問題についてフォローしていく予定であるとした。
30. EU は、SBT 貿易統計の監査を実施中であると述べた。監査はまだ最終化されていないが、中間的な結果では、メンバー国間の活魚又は生鮮 SBT の取引のほとんどは魚種のみスコードであった。EU は、CC10 において監査の最終結果を説明することを約束した。

2.3. CCSBT 管理措置に関する遵守の評価

31. 遵守状況の評価に関して、メンバーは以下の非遵守問題について留意するとともに、これらの事項について適当な場合には是正措置政策に沿った是正措置が適用されることに留意した。
 - オーストラリアは、2013/14 年漁期の同国の国別配分量を超えて漁獲した。また同国は、是正措置政策を適用して、2014/15 年漁期の同国の国別配分量から当該漁期の過剰漁獲分を差し引くことにより、一対一でこれを返済する予定である。
 - インドネシアは、2013 年の同国の国別配分量を超えて漁獲した。また同国は、現在、効果的な漁獲管理措置を有していない。同国の過剰漁獲問題に対応するための一連の改善措置の導入に向けたプロセスが進められている。

- EUは、事務局への輸入 CMF の提出を除いて CDS を導入していること、及び当該文書の提出の必要性を EU メンバー国に対してリマインドする予定であることを明確化した。
32. CCSBT の三つの CNM (EU、フィリピン及び南アフリカ) の CNM の地位の更新に関する勧告を行うため、そのパフォーマンスが議論された。
 33. フィリピンの CC9 への欠席及び同国の国別報告書における情報の欠落に対する失望が表明された。しかしながらこの失望は、フィリピンの CNM の地位の継続への反対を勧告するような重大な理由とは見なされなかった。会合は、現在の CCSBT の全ての CNM の地位の継続を勧告することに合意した。
 34. 日本は、2014 年 2 月のポートリンカーンにおける 100 尾サンプル手法の観察の結果に関する文書 CCSBT-CC/1410/BGD02 (元の CCSBT-OMMP/1406/09 (Rev.1)) の概要を端的に説明し、オーストラリアは、2014 年 7 月の同国による築地市場訪問に関するショートレポートを説明した。
 35. オーストラリアは、畜養場における成長率に関する同国の文書の内容を端的に概説した。当該文書は、畜養場での体長及び重量の成長率は天然のそれよりも早いことに関する多くの科学論文に言及した。

議題項目 3. CCSBT 遵守計画の実施

3.1 3 年間の行動計画 (2012-2014 年) の実施

3.1.1. 二国間協定及び国際ネットワークを通じたモニタリングの強化

36. 事務局は、2013 年 11 月に国際的な監視、管理及び取締りネットワーク (IMCS ネットワーク) に参画し、85 カ国の政府をメンバーとするネットワークの中で、RFMO としては二番目のメンバーになったと述べた。2014 年におけるネットワーク活動のアップデート情報が簡潔に提示された。
37. また、事務局は、CCSBT と IOTC の二つの RFMO の間の遵守関係を構築するとともに、遵守関連の問題にかかる協力について議論するため、CCSBT と IOTC のコンプライアンス・マネージャーが 2014 年 11 月に会合する予定であると述べた。

3.1.2. 協力要請を行う必要がある非メンバーの特定と通報

38. 日本は、CC8 の要請を受けて行われた 2013 年 12 月の中国との二国間会合について報告した。日本は、中国による SBT の漁獲及び貿易の可能性について中国と議論し、これらに対する懸念を表明するとともに、CCSBT に対する中国の協力を求めた。中国の回答は、もし何らかの具体的な情報があれば、中国はこれに対する調査を行う用意があるというも

のであった。メンバーは SBT に関連する中国の活動をモニタリングするとともに、これに関して協力及び情報共有を行うことが提案された。

39. ニュージーランドは、旗国の協力なしに情報を得ることは困難であると指摘した。中国が情報提供に関してより積極的になることを希望するとともに、中国の操業は SBT 漁業が行われる海域と重複して行われていると述べた。また、ニュージーランドは、SBT の市場となっている、又は漁獲している可能性がある国の協力を奨励するための方法を導入するための新たな道を探求することの重要性について述べた。
40. 事務局長は、フィジーが CCSBT21 に出席する予定であること、及びフィジーが、同国が混獲として少量の SBT を漁獲していることから非協力的加盟国となることへの関心を示していることについて確認した。
41. 会合は、シンガポールを經由した SBT の貿易が行われていることから、次回の遵守委員会会合にシンガポールを招待することについて合意した。
42. 会合は、米国による今次会合への参加、及び同国における CCSBT の CDS への協力の進捗に対して感謝した。米国は、会合への参加を喜ばしく思っており、CCSBT との情報共有及び協力を期待していると答えた。
43. ヒューメイン・ソサエティー・インターナショナルは、CCSBT への非メンバー国の協力を促進するべく、非メンバー国との接触において、事務局が NGO の経験を活用することを提案した。

3.2 新たな3年間の行動計画 (2015-2017年)

44. 事務局は、2015-2017年の期間にかかる3年間の CCSBT 遵守行動計画の改正案を提示した文書 CCSBT-CC/1410/05 を説明した。
45. 事務局は、CCWG3 からの要請を踏まえ、2014年の CCSBT パフォーマンス・レビューによる関連勧告に対応するための新たな行動ポイントの追加、又は既存の行動ポイントの修正を行った。メンバーは、拡大委員会がパフォーマンス・レビューパネルの勧告について検討する機会がまだなかったことから、これらの追加／修正について CC9 は検討すべきでないということに合意した。このため、これらの事項は後日検討されることとなる。
46. その後、会合は残りの事項について検討し、新たな3年間の遵守行動計画 (2015-2017年) に合意した (別紙 4 のとおり)。

議題項目 4. CCSBT MCS 措置のレビュー

47. 事務局は、CCSBT の五つの主要な MCS 措置の運用に関する問題点について事務局の観点から記述するとともに、必要な場合の修正勧告を示した文書 CCSBT-CC/1410/06 を紹介した。

4.1. 転載

48. 事務局は、CCSBT 転載決議改正案に関する文書 CCSBT-CC/1410/07 を説明した。
49. メンバーは、別紙 5 の決議最終案について検討し、これに合意した。
50. さらに、一つのメンバーは、WCPFC の条約水域において SBT の洋上転載を行うことが可能となることが望ましいと指摘した。このため、事務局は、CCSBT と WCPFC の間で（SBT が関連する転載に関する）転載 MOU を締結する可能性を確認するために WCPFC と接触するよう要請された。

4.2. CDS 及び許可船舶決議

51. 事務局は、CCSBT-CC/1410/06 から以下に関する事項について説明した。
 - Potential changes to the CDS Resolution; and
CDS 決議の改正案
 - 許可船舶及び畜養場記録
52. CDS に関する以下の三つの改正が事務局から提案された。
 - 国産品の水揚げの証明の収集の簡素化及び輸入者からの追加的な情報収集のための漁獲モニタリング様式の「製品の最終仕向地の部」の再構成と、これに伴う記入要領のアップデート
 - 畜養不調和報告書を正確に作成することを確保するため、一つの CMF に列記される全ての畜養活け込み様式（FSF）は同一の漁期に活け込まれた魚に関するものでなければならないことを明確化する FSF 記入要領のアップデート
 - 毎年 6 月 1 日までに作成される報告書を 6 ヶ月報告書ではなく年次報告とするための事務局長による CDS 報告書の要件のアップデート
53. メンバーは、これら三つの事項それぞれに関する CDS 決議の改正案について議論し、これに合意した。対応する CDS 決議のアップデートされたセクションは別紙 6 のとおりである。
54. 台湾は、台湾の製品の日本への入国を確保するよう、改正された CCSBT の CMF に、台湾による現行の CMF の修正を加える予定であることが留意された。日本、台湾及び韓国は、SBT の貿易を円滑化するため、洋上で計測された重量と水揚げ重量の間の不調和の許容範囲についてさらに議論する予定である。韓国は、新たな CMF には水揚げ重量の記入欄があることから、輸入国であるメンバーが輸入文書を比較する際には、CMF 上の水揚げ重量（洋上の重量ではなく）がそうした比較に用いられるべきであると指摘した。
55. 再輸出貿易における CMF の「過剰利用」の可能性を検知するための REEF 不調和報告書について、これを事務局が効果的に作成することができるようにするための解決法があるかどうかについてメンバーの見解が

求められた。メンバーが各 REEF において先行する文書番号を一つより多く記録している場合、現状ではこれが不可能である。メンバーは、REEF 様式毎に一つの CMF 番号のみとする要件の実施は実務上困難であることを認識したが、決議の改正は行わないことに合意した。メンバーは、休会期間中の機会をとらえて（例えば CDS のレビュー中）長期的な解決策を探求するよう勧告するとともに、事務局は、どのように REEF 様式が使用されているかをモニタリングするとともにこれを次回の CC 会合に対して報告することとされた。

56. 本会合において合意された CCSBT の改正転載決議には、可能な場合にはメンバーが事務局長に対して許可運搬船のロイド/IMO ナンバーを提出することとした新たな規定が含まれている。これに合わせて、CCSBT の「違法、無規制、無報告漁業 (IUU) 及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議」についても、（可能な場合は）ロイド/IMO ナンバー情報の提出を求めるよう改正された。改正決議は別紙 7 のとおりである。
57. 会合において、許可船舶決議への以下の追加が提案された。
 - 「2016 年 1 月より、メンバー及び CNM は、SBT を漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる全ての船舶（ただし木造船及びファイバーグラス船を除く）であって総トン数が 100 トン以上の船舶に対して、IMO ナンバーの発行を受けさせるよう確保するものとする。」
58. この追加規定に関する全般的な支持があったものの、これは会合中に提起されたものであり、メンバーにはこの要件の実現可能性に関して検討する期間がなかった。このため、当該追加規定については、次回の遵守委員会年次会合での検討に付される事務局の CCSBT 措置の運用に関する文書の中に含まれる予定である。
59. 米国は、同国における CDS スキームの導入状況を報告するとともに、同国の一般漁業法及び ICCAT の義務の実施規則を通じて CCSBT の CDS を実施すると述べた。全てのみなみまぐろ貨物の米国への出入りには適切な漁獲文書が伴われる必要があり、この文書は NOAA の漁業部門に送られることとなっている。従って、こうした貿易は適切かつ慎重に追跡される。米国の一般漁業法は、CCSBT 事務局に対して米国から CDS の写しを送付することを禁じる広範なデータ機密保持規定を含んでいる。しかしながら、米国は、プログラムの有効性を確保するために CCSBT に協力することを約束した。また、提出可能な詳細さの程度を判断するために作業を行う予定である。
60. 遵守委員会は、米国の CDS の実施を聞いて勇気づけられたが、CDS 様式の返送は極めて重要であるとコメントし、照合プロセスの促進に関して米国ができることを行うよう奨励した。

4.3. VMS

61. この議題項目の下で議論された事項はなかった。

4.4. IUU 船舶リスト案

62. メンバー及び CNM から事務局に対して、SBT の IUU 漁業活動への関与が推測される船舶に関して提供された情報はなかった。
63. 事務局は、畜養場が含まれることを十分に特定していない可能性がある現行の IUU 決議及び当該決議の改正提案について記述した文書 CCSBT-CC/1410/06 のセクション 4 の勧告を説明した。会合は、文書 CCSBT-CC/1410/06 の別紙 C に示された決議改正勧告に合意した。

4.5. 最低履行要件

64. 事務局は、最低履行要件 (MPR) のセクション 1.2、6.4 及び 6.5 の報告要件に関する MPR 改正案を提示した文書 CCSBT-CC/1410/08 を説明した。
65. 会合は、事務局文書の中で提案された MPR の修正勧告の全てに合意した。

4.6. クォータの繰越し

66. 事務局は、3年間のクォータブロック間での繰越しを可能とする「3年間のクォータブロックにおけるみなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議」の改正案を提示した文書 CCSBT-CC/1410/09 を説明した。文書では、クォータブロック間での未漁獲量の繰越しが予測に与える影響は無視できるほど小さなものであり結果への悪影響はないと評価した ESC による助言についても留意した。
67. 会合は、事務局文書の決議改正案 (別紙 8 のとおり) に合意した。
68. オーストラリアによる未漁獲量の繰越し通知の遅れに関してさらなる議論が行われ、こうした状況が発生した場合には、誠実な議論と協力によって状況を解決し得ることが合意された。現在の状況を受け入れ、協力の精神によって前に進むことが合意された。

4.7. 品質保証レビュー

69. 事務局は、2014 年の QAR プログラムの最終報告書に関する文書 CCSBT-CC/1410/13 の背景及び勧告について説明した。
70. 会合は、報告書及びその勧告について承認するとともに、QAR プログラムが非常に有益なプロセスであると考えられることに留意した。
71. CCSBT20 からの勧告を踏まえ、会合は、日本は 2015 年に QAR フェイズ 2 を実施し、ニュージーランド及び韓国は 2016 年に QAR フェイズ 2 を実施することに合意した。さらに、適用される方法論の一貫性を確保するとともに、過去 2 年間に培われた評価事業者の知見のメリットを活か

すため、現在の QAR が一通り完了するまでの間、現在の評価事業者との契約を保持すべきであることが合意された。

4.8. 公開されている貿易データのレビューと分析

72. 事務局は、グローバル・トレード・アトラス（GTA）から得た貿易データの分析結果のアップデートに関する文書 CCSBT-CC/1410/14 を説明した。当該文書は、GTA データベース上に記録された輸入／輸出情報と CCSBT が保有する CDS データベース上に記録された輸入／輸出情報との比較を含んでいる。メンバーは、文書中の勧告（事務局が GTA データベースの購読を継続することを含む）の全てを承認した。
73. EU は、以下の点に関して明確にした。
 - EU は、今日まで事務局に輸入 CDS 様式の写しを返送していないことを除き、2010 年 1 月から CDS を遵守してきている。
 - SBT 製品のミスコード問題があるようであり、特に生鮮／冷蔵及び／又は活魚製品が SBT として分類されているケースがある。
74. 日本は、日本の市場におけるみなみまぐろ（SBT）のモニタリングに関する情報のアップデートを提示した文書 CCSBT-CC/1410/19 を説明した。分析結果は、SBT 漁獲量の過小報告を示す証拠は見つからなかったことを示した。日本は、オーストラリアが同国の文書（CCSBT-CC/1410/Info 02）において表明している意見は、そもそも以下のような背景に対する誤解に基づいていると述べた。
 - 市場統計には、貿易商社から卸業者が買い付けた一定量の冷凍畜養 SBT がある。
 - しかしながら、冷凍畜養 SBT は市場調査では滅多に確認されることがない。なぜなら、取引される魚を文書上で判断する「相対取引」（交渉による販売）を通じて取引されるため、実際の市場には並ばないからである。
 - 輸入 SBT と国産 SBT の割合は毎日変動し、市場の動向を理解するには 1 日だけの観察は十分ではない。
 - 市場調査の結果によれば、市場で売買される輸入冷凍天然 SBT の量は、韓国及び台湾から日本に輸入される SBT の量とよく一致している。
75. また、日本は、市場モニタリングはサンプリング調査及びいくつかの仮定（漁獲と販売の間のタイムラグを含む）に基づくものであり、また 1 年の中の時期及び市況といった多くの要素の影響を受けるものであるため、間接的な漁獲量の推定値しか得られないものであることを情報提供した。
76. オーストラリアは、この誤解は、日本の 2007 年以降の文書において、データは競りのものであることを強調してきたことに起因しているとした。さらに、オーストラリアは、日本の文書における基本的な仮定が

2005-2006年の独立レビューのものと大きく異なっていることへの懸念を表明した。また、オーストラリアは、レビュー以降の市場の構造的な変化を示唆するものはなかったと思料した。例えば、2005年以降のSBTの競りは、日本の漁獲量の減少傾向以上に減っている。オーストラリアは、大きな市場にかかる独立レビューに関するESCの要請に合意した。

4.9. 拡大科学委員会によるプレゼンテーション

77. 拡大科学委員会（ESC）議長は、ESCにより検討された、未考慮死亡シナリオの管理方式に対する影響及び2035年までの再建目標達成に対する影響に関するプレゼンテーションを行った。これは非常に深刻な問題であることが強調されるとともに、ESCは、ESCが未考慮死亡の影響を適切に評価することができるよう、遵守委員会及び拡大委員会がESCに対して詳細な情報及びデータを緊急的に提供するよう要請した。また、ESCは、ESCの分析のために全てのメンバーが各々のCDS及び市場データを利用可能とすることを奨励した。
78. 会合は、本件は一定の緊急性をもって検討する必要がある重要な課題であることに合意した。ESCによる評価を支援するためにESCから要請されたデータに関して相当の議論があった。オーストラリアを除く全てのメンバーは、機密性を保持しつつもESCによる利用のためにCCSBT回章#2014/031において特定されたCDSデータ¹を提供することに合意した。EUは、RFMOによる資源管理のための最良の科学的助言の重要性を想起した。
79. オーストラリアは、市場分析が極めて重要であり、ESCによる検討が提案されている市場データもパッケージとして提供されなければならないと考えていることから、要請されたCDSデータを提供することに合意できないとした。
80. 日本は、ESCによって言及された市場データ²の一部は、東京都によって情報が集計されていないため、利用可能な状態でデータが存在していないと述べた。しかしながら、日本は、市場モニタリング情報の収集及び提供を継続する予定であると述べた。
81. 遵守委員会は、ESCによる勧告（別紙9のとおり）を承認したが、上述のCDS情報、及びパラグラフ78のとおり日本が利用可能でないと述べた市場データの提供については合意に達しなかった。

議題項目 5. 新規又は強化 MCS 措置（MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続を含む）に関する議論

¹ CDSの開始以降の旗国／漁業主体、タグ番号、製品タイプ、重量、尾叉長、漁具コード、統計海区及び収穫月

² 築地市場において競りにかけられた、又は競りにかけられなかった冷凍SBTの尾数、重量及び産出国に関する月別データ

5.1. 寄港国措置

82. 日本は、FAOの寄港国措置協定（PSMA）を批准するかどうかについてまだ検討中であることから、現在遵守委員会により検討されているPSM決議に関する立場を留保すると述べた。しかしながら日本は、次回の遵守委員会年次会合に向けて、休会期間中に、ICCAT勧告12-07の関連措置と同様の港内検査にかかる最低要件に関する修正決議案を提出する予定であると述べた。
83. 一部のメンバーは、IUU漁業への対抗における寄港国措置の重要性を想起するとともに、この問題が進捗しないことに関する懸念を提起した。EUは、CCSBTのPSM決議案は既にICCAT勧告12-07に基づいていることを指摘した。複数の参加者は、この問題について前に進むことの重要性を強調するとともに、会合は、この問題を進める方法として修正決議案を提出するという日本の約束を支持した。

5.2. 国別配分量に帰属する漁獲量の共通の定義

84. ニュージーランドは、国別配分量に帰属するSBT漁獲量（帰属SBT漁獲量）の共通の定義の策定に関する議論を支援するための文書CCSBT-CC/1410/18を説明した。文書では、共通の定義への移行段階で起きる可能性がある遵守上及び実施上の問題点の特定を探求した。
85. 全ての死亡要因を含む帰属SBT漁獲量の共通の定義への移行にかかる困難性について相当の議論があった。作業計画は経時的な未考慮死亡に関連する不確実性の低減に焦点を当てる必要があること、及びメンバー及びCNMごとに実施上の問題が異なることを考慮する必要があることが合意された。さらに、共通の定義の導入は、資源が横ばい又は減少している状況よりも、資源が増加している現在の状況下で行うことが望ましいことが認識された。
86. メンバーは、メンバーが本国と相談すること、及びCCSBT21において定義を最終化することを条件に、帰属SBT漁獲量にかかる以下の定義に原則的に合意した。

「メンバー及びCNMの国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量であって、特に以下に起因する死亡を含むものとする。

- 商業的漁業操業（SBTを主な漁獲対象とするかどうかを問わない）
- 放流及び／又は投棄
- 遊漁
- 慣習的及び／又は伝統的漁業
- 沿岸零細漁業」

5.3. ウェブベース eCDS の導入に関する懸念の検討

87. 事務局は、eCDS の導入に関してメンバーから提起された懸念の総括、e-BCD プロジェクトにおける ICCAT の経験にかかる情報及び eCDS に関する勧告案を提示した文書 CCSBT-CC/1410/16 を説明した。この文書により、以下の五つの勧告が提起された。
- eCDS の開発開始前に CDS 決議の改正を検討すること
 - CDS 様式から証明欄を削除すること
 - 漁獲標識様式の完成要件をレビューすること
 - 可能な限り利用しやすいシステムを設計すること
 - ICCAT の e-BCD システムを CCSBT が活用できるか評価すること
88. メンバーは勧告を支持した。
89. オーストラリアは、CMF の確認前に漁獲標識様式が完成されなければならないとする要件は実施困難であるが、eCDS の下で解決に向けて作業を行う用意があると述べるとともに、解決方法は実施可能であると思料した。
90. ICCAT の e-BCD の進捗状況を引き続き評価していくことについてコンセンサスがあり、メンバーは ICCAT との協力を全般的に歓迎した。しかしながら、ICCAT が経験した作業の遅れ、及び e-BCD がまだ導入されていないという事実を踏まえ、慎重な対応が勧告された。
91. eCDS システムの開発前に既存の CDS 決議をレビューすること、及びこれが eCDS を前に進めるための次のステップになるであろうことについて強い合意があった。このことにより、CCSBT が ICCAT のシステムを活用することを決定するか又は異なるアプローチをとるかに関わらず、CCSBT が eCDS を進めるための準備を整えておくことが可能になる。
92. HSI は、レビューにおいて FAO の寄港国措置協定と CDS との一貫性の確保を探求することを勧告した。

5.4. SBT (特に一次加工されたもの) を同定するオブザーバー、証明者及び確認者を支援するための新規技術及び手法に関する研究開発

93. 事務局は、証明者及び確認者による SBT の種同定を支援するための現行の調査研究技術開発及び利用可能なツールを総括した文書 CCSBT-CC/1410/17 を説明した。
94. 会合は、当該分野では良好な進捗がなされており、オーストラリア及びニュージーランドが取り組んでいる作業を通じた当該分野のさらなる発展が期待されることに留意した。

5.5. MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続

95. 議長はこの議題項目について紹介するとともに、メンバーに対して関連する情報及び開発状況を共有する機会を提供した。
96. オーストラリアは、同国においてステレオビデオ調査プロジェクトが進行中であり、CCSBT に対して、2015 年半ばに提出される予定の報告書を喜んで提供すると述べた。
97. HSI は、IMO ナンバー及び PSM 協定の二つの措置の組み合わせは国の管轄権を超えた水域での IUU 漁業の管理に非常に有効であることから、メンバーに対し、可能な限り速やかに漁船への IMO ナンバーの活用及び FAO の PSM 協定への批准を行うよう要請した。

議題項目 6. 2015 年の作業計画

98. 遵守委員会は、2015 年の作業計画を以下のとおり策定した。毎年継続される任務については、2015 年新規のものでない限り記載されていない。

活動	おおよその期間	人的及び財政的資源
未考慮 SBT 死亡量に関する不確実性に対処するための作業計画を策定する	CCSBT21 の会議期間中	メンバー
日本、台湾及び韓国は、SBT の貿易を円滑化するため、洋上で計測された重量と水揚げ重量の間の不調和の許容範囲についてさらなる議論を行う	2014 年 10 月	日本、台湾及び韓国
フィリピンに対して同国の国別報告書に関するメンバーの質問及び要請を送付するとともに、CC9 に出席した全てのメンバー、CNM 及びオブザーバーに対してその回答を回章する	2014 年 10 月	事務局
台湾は、台湾の製品の日本への入国を確保するよう、改正された CCSBT の CMF に、現行の CMF の修正を加える	2014 年 10-12 月	台湾
事務局は、現在の QAR プログラムの評価事業者との契約を保持する	2014 年 11-12 月	事務局
事務局は、CCSBT と WCPFC との間で (SBT が関連する転載に関する) 転載 MOU を締結する可能性を確認するために WCPFC と接触する	CC10 まで	事務局
ICCAT の e-BCD の進捗状況を引き続き評価していくとともに、ICCAT の e-BCD の詳細な技術的評価を行う	CC10 まで	事務局
日本は、2015 年に QAR フェイズ 2 を実施する	CC10 まで	日本
日本は、ICCAT 勧告 2012/07 の関連措置と同様の港内検査にかかる最低要件に関する修正決議案を提出する	CC10 まで	日本
次回の遵守委員会年次会合における議論に供するため、事務局の CCSBT 措置の運用に関する文書の中に、メンバーに対して総トン数 100 トン以上の船舶に IMO ナンバーの発行を受けさせるよう確保するための要件案を含める	CC10 まで	事務局
CCSBT の CDS 決議のレビューを開始する	CC10 まで	メンバー及び事務局
転載及び許可畜養場・船舶記録に関する MPR をアップデートする	CC10 まで	事務局
失効している措置及び必要なアップデートについて特定するため、既存の決議をレビューする	CC10 まで	事務局

活動	おおよその期間	人的及び財政的資源
インドネシアの国別配分量の効果的な管理に向けてインドネシアを支援するよう市場国に求める	CC10 まで	メンバー
電子的な監視技術の費用対効果にかかる試験及び調査を行う	2015-2016 年	メンバー
各漁業セクターごとに合意された漁獲量モニタリングの最低要件を開発し導入する	2015-2017 年	メンバー

議題項目 7. その他の事項

99. その他の事項はなかった。

議題項目 8. 拡大委員会への勧告

100. 遵守委員会は、拡大委員会に対して以下の勧告を行った。

- 欧州連合、南アフリカ及びフィリピンの協力的非加盟国としての地位を継続すること。
- 次回の遵守委員会会合にシンガポールを招待すること。
- 大型漁船による転載に対する計画創設に関する決議の改正（別紙 5）を承認すること。
- 漁獲モニタリング様式の修正を含む漁獲証明制度の実施に関する決議の微修正（別紙 6）を承認すること。
- 「違法、無規制、無報告漁業（IUU）及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定」に関する決議にロイド/IMO ナンバーを含める改正（別紙 7）を承認すること。
- 「みなみまぐろに関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議」の改正（文書 CCSBT-CC/1410/06 別紙 C）を承認すること。
- 最低履行要件（MPR）のセクション 1.2、6.4 及び 6.5 における報告要件に関する MPR のアップデート（文書 CCSBT-CC/1410/08）を承認すること。
- 3 年間のクォータブロック間での繰越しを可能とする 3 年間のクォータブロックにおけるみなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議の改正（別紙 8）を承認すること。
- 事務局が、現在の品質保証レビュー（QAR）が一通り完了するまで現在の QAR プログラムの評価事業者との契約を保持すること。これは、評価手法の適用の一貫性を確保するとともに、当該評価事業者が過去 2 年に培ってきた知見のメリットを活かすためである。
- グローバル・トレード・アトラス（GTA）から得た貿易データ分析のアップデートに関する文書 CCSBT-CC/1410/14 における全ての勧告

(事務局が GTA データベースの購読を継続することを含む) を承認すること。

- ESC が未考慮死亡の影響を適切に評価することを可能にする詳細なデータ及び分析の提供について CC 及び EC が緊急的に検討する必要があること。
- 2015-2017 年の新たな遵守行動計画 (別紙 4) を採択すること。
- 拡大委員会が、遵守委員会によって策定された帰属 SBT 漁獲量の共通の定義について検討すること。
- 遵守委員会の作業計画を採択すること。

議題項目 9. まとめ

9.1. 会合報告書の採択

101. 報告書は採択された。

9.2. 閉会

102. 会合は、2014 年 10 月 11 日午後 9 時 55 分に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
- 4 3年間の遵守行動計画（2015-2017年）案
- 5 大型漁船による転載に対する計画創設に関する決議案
- 6 CDS 決議における改正セクション
- 7 2014年のCCSBT21において採択された「違法、無規制、無報告漁業（IUU）及び24メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船のCCSBTの記録の設定」に関する決議の修正決議
- 8 みなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議
- 9 未考慮死亡に関するCC及びECに対するESC19からの勧告

参加者リスト
第9回遵守委員会会合

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email	
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR								
Stan	CROTHERS	Mr		NEW ZEALAND			crothers@xtra.co.nz	
SCIENTIFIC COMMITTEE CHAIR								
John	ANNALA	Dr		NEW ZEALAND			annala@snap.net.nz	
MEMBERS								
AUSTRALIA								
Gordon	NEIL	Mr	Assistant Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6272 5863	61 2 6272 4540	gordon.neil@agriculture.gov.au
Peter	VENSLOVAS	Mr	General Manager Operations	Australian Fisheries Management Authority	PO Box 131, Darwin, NT 0801, Australia	61 8 8943 0356	61 2 6225 5500	peter.venslovas@afma.gov.au
Erin	TOMKINSON	Ms	Assistant Director	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6272 2438	61 2 6272 4540	erin.tomkinson@agriculture.gov.au
Matt	Daniel	Mr	SBT Fishery Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6225 5338	61 2 6225 5500	matthew.daniel@afma.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	PO Box 416, Fullarton, SA 5063, Australia	61 4 1984 0299	61 8 8682 3749	austuna@bigpond.com
FISHING ENTITY OF TAIWAN								
Shiu-Ling	LIN	Ms.	Deputy Director	Fisheries Agency	8F., No. 100, Sec. 2, Heping W. Rd., Taipei, Taiwan	886 2 2383 5855	886 2 2332 7396	shiuling@msl.f.a.gov.tw
Ho-Hsin	KUNG	Ms.	Assistant	Overseas Fisheries Development Council	8F., No. 100, Sec. 2, Heping W. Rd., Taipei, Taiwan	886 2 2383 5886	886 2 2332 7396	hohsin@msl.f.a.gov.tw

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Wen-Jung	HSIEH	Mr. Chairman	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 831 2151	886 7 841 7519	siunion.fishery@msa.hinet.net
Yin-Her	LIU	Mr. Chairman	Indian Ocean Fishing vessels Operational Committee	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7841 9606	886 7 831 3304	woen.chang@msa.hinet.net
Kuan-Ting	LEE	Mr. Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 841 9606	886 7 831 3304	simon@tuna.org.tw

INDONESIA

Toni	RUCHIMAT	Dr	Director for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 08	62 21 34530	truchimat@yahoo.com
Saut	TAMPUBOLON	Mr	Deputy Director for Fisheries Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	s.tampubolon@yahoo.com and sdi.djpt@yahoo.com
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Secretary General	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar – Bali, Indonesia	62 361 72739 9	62 361 72509 9	atli.bali@gmail.com
Harini	NALENDRA	Mrs	Vice Chairman of Indonesia Tuna Association	Indonesia Tuna Association	Jl. Waru No. 26 Rawamangun, Jakarta, 13220 Indonesia	62 21 47004 09	62 21 48922 82	harininalendra@harini.co.id

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
JAPAN								
Hisashi	ENDO	Mr	Chief Counselor	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 3591 2045	81 3 3502 0571	hisashi_endo@nm.maff.go.jp
Sayako	TAKEDA	Ms	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	sayako_takeda@nm.maff.go.jp
Takeru	IIDA	Mr		Fisheries Management Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 6744 2364	81 3 3591 5824	takeru_iida@nm.maff.go.jp
Takao	MATSUSHIMA	Mr	Deputy Director	Agricultural and Marine Products Office, Trade Control Department, Ministry of Economy, Trade and Industry	1-3-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8901	81 3 3501 0532	81 3 3501 6006	matsushima-takao@meti.go.jp
Tomoyuki	ITOH	Dr	Group Chief	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424-8633	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Kojiro	GEMBA	Mr	Chief	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1 Eitai 2-Chome Koto-ku Tokyo 135-0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Yuta	SUZUKI	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1 Eitai 2-Chome Koto-ku Tokyo 135-0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Keita	KAGOO	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1 Eitai 2-Chome Koto-ku Tokyo 135-0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Yorinaka	NISHIDA	Mr	Staff	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	y-nishida@zengyoren.jf-net.ne.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
NEW ZEALAND								
Arthur	HORE	Mr	Manager, Highly Migratory Specie	Ministry for Primary Industries	PO Box 19/747, Avondale, Auckland, 1746, New Zealand	64 9 820 7686	N/A	Arthur.Hore@mpi.govt.nz
Dominic	VALLIÈRES	Mr	Senior Fisheries Analyst	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819 4654	N/A	Dominic.Vallieres@mpi.govt. nz
Alex	JEBSON	Mr	Legal Adviser	Ministry of Foreign Affairs and Trade	Private Bag 18- 901 Wellington 6160 New Zealand	64 4 439 8547	N/A	alex.jebson@mfat.govt.nz
Peter	BALLANTYNE	Mr		Solander Group Ltd	PO Box 5041, Nelson, New Zealand	64 3 545 9654	N/A	pdb@solander.co.nz
REPUBLIC OF KOREA								
Zang Geun	KIM	Dr	senior researcher	National Fisheries Research and Development Institute	216 Gijang- Haeanro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 619-705, Korea	82 51 720 2310	82 51 720 2337	zgkim@korea.kr
Youngseok	WOO	Mr	Assistant Director	Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex Sejong, 94, Dasom 2-Ro, Sejong Special Self-governing City, 339-012, Korea	82 44 200 5343		yswoo@korea.kr
Minjin	KANG	Mr	Tongyeong Regional Office	National Fishery Products Quality Management Service (NFQS)	17, Jungnim 2- ro, Gwangdo- myeon, Tongyeong-si, Gyeongsangna m-do, 650-828 Rep. of Korea	82 55 645 2973		nfpis198@korea.kr
Jiae	SON	Ms	Busan Regional Office	National Fishery Products Quality Management Service (NFQS)	8, Jungang- daero 30beon- gil, Jung-gu, Busan, 600-016 Rep. of Korea	82 51 602 6034		sonjie@korea.kr

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Ho Jeong	JIN	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	83 Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1613		jackiejin@kosfa.org
Jihyun	KIM	Ms	ADVISOR	Korea Overseas Fisheries Association	KT&G building, Munyero 137, Seogu, Daejon, Republic of Korea	82 42 471 6435		zeekim@ififc.org
Bo Ram	JO	Ms	Assistant Manager	Dongwon Industries Co., Ltd.	275, Yangjae-Dong, Seocho-Ku, Seoul, Korea	82 2 589 4074		polo7321@dongwon.com
Hwa Shin	LEE	Mr	Director	Dongwon Fisheries Co., Ltd.	Hall Street, North mole, Timaru, New Zealand	64 27 220 3015		hslee@dwsusan.com

COOPERATING NON-MEMBERS

SOUTH AFRICA

Bernard	LIEDEMANN	Mr	Deputy Director	Department of Agriculture, Forestry and Fisheries: South Africa	Private Bag x2 Roggebaai 8012	27 21 402 3535		BernardL@daff.gov.za
Mandisile	MQOQI	Mr	Deputy Director	Department of Agriculture, Forestry and Fisheries: South Africa	Private Bag x2 Roggebaai 8012	27 21 402 3342		MandisileM@daff.gov.za

EUROPEAN UNION

Luis	MOLLEDO	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la loi, 200. B-1049. Belgium			luis.molledo@ec.europa.eu
------	---------	----	-----------------------	----------------	-------------------------------------	--	--	---------------------------

OBSERVERS

THE UNITED STATES OF AMERICA

Melanie	KING	Ms.	International Policy Advisor	NOAA Fisheries	1315 East West Highway (F/IA), Silver Spring, MD 20910 USA	001 301 427 8366		melanie.king@noaa.gov
---------	------	-----	------------------------------	----------------	--	------------------	--	-----------------------

HUMANE SOCIETY INTERNATIONAL

Alistair	GRAHAM	Mr	Adviser, international conservation	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	alistairgraham1@bigpond.com
----------	--------	----	-------------------------------------	------------------------------	-----------------------------	----------------	----------------	-----------------------------

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INTERPRETERS								
Saemi	BABA	Ms						
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
CCSBT SECRETARIAT								
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282	61 2 6282	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager			8396	8407	CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager					siball@ccsbt.org

第 9 回遵守委員会会合
2014 年 10 月 9-11 日
ニュージーランド、オークランド
議題

1. 開会
 - 1.1. 歓迎の辞
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. 会合運営上の説明
2. CCSBT 保存管理措置の遵守
 - 2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの年次報告
 - 2.2. 事務局からの報告
 - 2.3. CCSBT 管理措置に関する遵守の評価
3. CCSBT 遵守計画の実施
 - 3.1. 3 年間の行動計画（2012-2014 年）の実施
 - 3.1.1 二国間協定及び国際ネットワークを通じたモニタリングの強化
 - 3.1.2 協力要請を行う必要がある非メンバーの特定と通報
 - 3.2. 新たな 3 年間の行動計画（2015-2017 年）
4. CCSBT MCS 措置のレビュー
 - 4.1. 転載
 - 4.2. CDS 及び許可船舶決議
 - 4.3. VMS
 - 4.4. IUU 船舶リスト案
 - 4.5. 最低履行要件
 - 4.6. クォータの繰越し
 - 4.7. 品質保証レビュー
 - 4.8. 公開されている貿易データのレビューと分析
 - 4.9. 拡大科学委員会によるプレゼンテーション

5. 新規又は強化 MCS 措置（MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続を含む）に関する議論
 - 5.1. 寄港国措置
 - 5.2. 国別配分量に帰属する漁獲量の共通の定義
 - 5.3. ウェブベース eCDS の導入に関する懸念の検討
 - 5.4. SBT（特に一次加工されたもの）を同定するオブザーバー、証明者及び確認者を支援するための新規技術及び手法に関する研究開発
 - 5.5. MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続
6. 2015 年の作業計画
7. その他の事項
8. 拡大委員会への勧告
9. まとめ
 - 9.1. 会合報告書の採択
 - 9.2. 閉会

文書リスト
第9回遵守委員会会合

(CCSBT-CC/1410/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures
5. (Secretariat) Draft Updated Three-Year Compliance Action Plan (2015 – 2017)
6. (Secretariat) Operation of CCSBT MCS Measures
7. (Secretariat) Development of a Revised CCSBT Transshipment
8. (Secretariat) Draft Updated Minimum Performance
9. (Secretariat) Revision of the Resolution on Limited Carry-Forward of Unfished Annual Total Allowable Catch of SBT within Three Year Quota Blocks
10. (Secretariat) GTC's Report on the Quality Assurance Review – Australia
11. (Secretariat) GTC's Report on the Quality Assurance Review -
12. (Secretariat) GTC's Report on the Quality Assurance Review –
13. (Secretariat) GTC's Report on the overall Quality Assurance Review
14. (Secretariat) Southern Bluefin Tuna Trade Data: Annual
15. (Secretariat) Updated Draft Port State Measures Resolution
16. (Secretariat) eCDS for the CCSBT - Review of Members concerns and ICCAT's experiences with e-BCD
17. (Secretariat) Summary of current R&D technological developments and tools available to assist certifiers and validators to identify
18. (New Zealand) Developing a Common Definition of Attributable Catch – Compliance and Implementation Issues
19. (Japan) Monitoring of Southern Bluefin Tuna trading in the Japanese domestic markets: 2014 update

(CCSBT- CC/1410/BGD)

1. (Japan) Unaccounted catch mortality in Australian SBT farming fishery between 2001 and 2013 estimated from information of TIS and CDS (*Previously* **CCSBT-OMMP/1406/09 (Rev.1)**)

2. (Japan) Report of the International Observation on the 100-fish Sampling Process and the Transfer of SBT in Australian SBT Farming (*Previously CCSBT-ESC/1409/40*)

(CCSBT-CC/1410/SBT Fisheries -)

Australia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Indonesia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission CCSBT
Japan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Korea	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
New Zealand	Southern Bluefin Tuna Fisheries - New Zealand Country Report
Taiwan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
European Union	2013 Annual Report of the European Union to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Philippines	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
South Africa	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission

(CCSBT-CC/1410/Info)

1. (Australia) A Review of Tuna Growth Performance in Ranching and Farming Operations
2. (Australia) Data from Australian industry visit to Tsukiji market with JFA and OPRT – 4 July 2014

(CCSBT-CC/1410/Rep)

1. Report of the Nineteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2014)
2. Report of the Fifth Operating Model and Management Procedure Technical Meeting (June 2014)
3. Report of the Third Meeting of the Compliance Committee Working Group (April 2014)
4. Report of the Twentieth Annual Meeting of the Commission (October 2013)
5. Report of the Eighth Meeting of the Compliance Committee (October 2013)
6. Report of the Eighteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2013)

7. Report of the Tenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (August 2013)
8. Report of the Second Meeting of the Compliance Committee Working Group (May 2013)
9. Report of the Nineteenth Annual Meeting of the Commission (October 2012)
10. Report of the Seventh Meeting of the Compliance Committee (September 2012)
11. Report of the Eighteenth Annual Meeting of the Commission (October 2011)
12. Report of the Sixth Meeting of the Compliance Committee (October 2011)
13. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2011)

3年間の遵守行動計画（2015-2017年）案

この計画は、2015－2017年の3年間ににおける各ゴール及び戦略に基づく行動を定めるものである。

2010年10月の拡大委員会（EC）は、遵守委員会は同委員会がリスク評価に基づいて特定する具体的な遵守に関するリスクの管理を特に重視すべきことに合意した。具体的な遵守に関するリスクは、以下のとおり。

- 物理的な確認及び適切な検証を重視したCDSの効果的な実施。
- 転載監視計画の改善。これには、オブザーバー配乗要求を伴うSBTの転載に関する事前通報、及びSBTの申告がない場合においてもSBTの転載を発見することができるよう全てのオブザーバーを訓練することが含まれる。
- 他の種（SBT以外）として水揚げされるSBT。
- SBT市場の拡大。
- 蓄養部門における漁獲量の監視。
- 混獲量及び投棄量が国別配分に含まれた形で報告されていないこと。
- 寄港国に情報提供するためのより良いシステム。これにより、寄港国が改善された方法によってSBTに関する活動を監視するのを支援する。

2014年4月のCCWG3におけるメンバーからのフィードバックに基づき、以下の追加的な遵守リスクが特定された。

- 管理方式下でのSBT資源の再建に特に関連する遊漁及び混獲にかかる情報のギャップ。
- いくつかのメンバーにおける、適切な遵守措置のための予算確保が制限される可能性がある財政上の制約。
- 発展途上国における限界。
- メンバーの国策。

表中の影付きセルは、行動の実施が予定されている年を表す。

ゴール8－監視、管理及び取締り

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する

CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017		
8.1 (i)	8.1 合意され たMCS 措置 を実行する	8.1.1	以下を管理・強化する。					
			a) 合意済みの保存管理措置のリスト					
			b) 策定済みの最低履行要件（MPRs）、特に所定の報告措置					
					c) メンバーが義務及び合意された MPRs に対する履行状況を報告するための関連する統一的な国別報告テンプレート			
		8.1.2	必要に応じて追加的な最低履行要件を策定及び採択する。					
			a) 転載					
			b) 許可措置－2.1 許可畜養場記録、2.2 許可船舶記録、2.3 許可運搬船記録					
			c) MCS 措置－CCSBT IUU 船舶リスト					
			d) MCS 措置－寄港国措置					
			e) 科学的措置－4.1 科学オブザーバー計画規範					
f) ERS 関連措置－5.2 ERS に関する勧告								
			g) MCS 措置－3.2 VMS					
		8.1.3	履行報告制度を実施する（事務局による措置の遵守及び CCSBT 措置の運用に関する報告）。これには、メンバーからの履行報告書の検討が含まれる。					

ゴール8－監視、管理及び取締り（続き）

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する

CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
8.1 (ii)	8.2 MCS 戦略 を策定し実行 する	8.2.1	メンバー及び遵守委員会による遵守/MCS の計画及び優先順位付けと一貫性のある協調的な手法を促進するため、最も遵守リスクの高い分野を特定する。			
		8.2.2	漁業セクターに対する不必要な遵守上の費用及び政府の行政コストを削減するため、措置及び義務をレビュー及び合理化する。 （事項 8.2.1、8.3.1 及び 8.3.3 に記載された作業はフォロー及び又は遵守しなければならない）			
		8.2.3	全ての CCSBT の遵守に関する決議、決定及び勧告をレビューし、陳腐化した/失効しているものを特定する。特定された全ての問題を是正する適切な行動（例えば遵守行動計画決議及びいくつかの報告義務）をとる。			

ゴール8－監視、管理及び取締り（続き）

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する

CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.	優先行動	2015	2016	2017	
8.1 (iii):	8.3 遵守を強化する (MCS 制度及び業務)	8.3.1	a) i) 伝統的な人によるオブザーバー計画を補完する電子的観察技術の費用対効果の調査する／利用試験を行う。			
			ii) a) i)の分析結果を踏まえ、電子的観察技術の導入を検討する。			
		8.3.2	b) CCSBT の漁獲証明制度（CDS）、VMS、オブザーバー及び転載措置に基づいて提出されるデータ/情報の収集及び管理をより完全なものにする、及び/又は効率を改善するための制度/プロセス（特に、可能な限り情報源に近いデータ/情報を一度に収集できるものに焦点）を精査するための研究を実施する。可能な限り、これらを他の RFMO の制度及びプロセスに調和させることを探求する。			
			漁業部門ごと（例えば商業的（EEZ はえ縄、公海はえ縄、まき網、その他）及び非商業的（沿岸零細、遊漁、その他））の漁獲量モニタリングにかかる合意された最低要件を策定し、導入する。			
		8.3.3	a) eCDS の開発及び導入を促進するため、他の RFMO との CDS 制度の合理化及び水揚げ検査の有効性の改善等に関する取組にかかるゴールを考慮に入れて、適当な場合は CCSBT CDS 決議をレビュー及び改正する。			
			b) CCSBT CDS のレビューの結果を踏まえ、eCDS を導入する。			

8.1 (iii): 続き	8.3 遵守を強化する (MCS 制度及び業務) 続き	8.3.4	a) CCSBT 寄港国措置を完成し導入する。			
			b) 更新した転載措置を完成し導入する。			
		8.3.5	メンバーが自国船舶の履行状況及び全ての IUU 漁業をより適切に監視し、また非遵守を調査することができるようにするため、他の地域漁業管理機関 (RFMOs) 及び国際的なネットワーク (国際的な監視、管理及び取締りネットワーク等) との関係を維持及び強化する。			
		8.3.6	転載決議の全ての修正を踏まえて IOTC 及び ICCAT との既存の MOU をレビューするとともに、WCPFC との転載 MOU を策定する。			

ゴール8－監視、管理及び取締り（続き）

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する

CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
8.1 (iv)	8.4 SBT 市場 の拡大を監視 する	8.4.1	SBT の新市場に関する定期的なモニタリング（SBT 貿易データのレビュー及び、CCSBT のメンバー又は CNM となっていない国及び／又は事務局の GTA 購読契約に含まれていない可能性がある国間の SBT の貿易を追跡するためのあらゆる利用可能なオプション（NGO からの情報を含む）の探索等）			
8.1 (v)	8.5 遵守に関 するデータを 共有する	8.5.1	漁獲量及び漁獲努力量データ、及び非メンバー国の漁業の特定に資する利用可能なあらゆる情報／機密情報を共有する。			
8.1 (vi)	8.6 事務局に よる MCS 業 務	8.6.1	MCS データを分析し傾向を報告する（毎年）。また、提出されたデータに基づき、MCS 措置の有効性にかかる評価を報告する。			
		8.6.2	全ての転載オブザーバーが CCSBT の義務についての訓練を受けていることを確保する（SBT がある場合）。			
		8.6.3	公開されている市場データの傾向分析を行う。			
	8.7 調査及び 開発	8.7.1	メンバーから提供される、オブザーバー、証明者及び確認者が SBT（特に一次処理されたもの）を同定するのを支援するための新技術及びツールに関する調査及び開発の状況を定期的に報告する。			

ゴール9 –メンバーの義務						
全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する。						
CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
9.1 (i)	9.1 メンバー の制度及びプ ロセスを監査 する	9.1.1	各メンバーに対して定期的な品質保証レビュー（QARs）を実施するための総合プログラムを策定し導入する（例えば、各年ごとに合計2件のQARを実施）。また、リスク評価による助言に基づき、対象を絞った特別なQARを実施する。各年に最低1カ国のQARを完了させる。			
		9.1.2	監査報告書を受領し、監査結果を検討し、個々のメンバーとともに、QAR勧告が対応されているかどうかを確認するためのフォローアップを行う。			
9.1 (ii)	9.2 是正措置 及び改善		現時点で予定されている作業はない。			

ゴール10：途上国支援						
途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。						
CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
10.1 (i)	10.1 遵守支援	10.1.1	i) インドネシアに最良の支援が行われるよう、支援の対象とする分野の特定にQARの結果を利用する。その後、特定された分野において、MCS上の支援を提供する。 ii) インドネシアを支援するための市場メカニズムの活用を探求する。			
		10.1.2	MCS制度のベストプラクティスの特定及び共有を継続する。			

ゴール11 : CCSBT への参加

寄港国及び市場国が CCSBT の目的及び管理取決めに協力するよう要請する。

CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
11.2	11.1 包括的な 協力	11.1.1	協力要請を行う必要がある非メンバーである寄港国及び市場国を (貿易及び市場分析並びにメンバーから提供される全ての情報を用 いて) 特定する。			
		11.1.2	当該国を委員会に通報する。			
		11.1.3	SBT の IUU 漁業に関する組織的な監視及び取締り体制を調査・構 築し、可能であれば導入する。			

大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議

みなまぐろ保存委員会 (CCSBT) は、

違法、無規制、無報告 (IUU) 漁業活動が、CCSBTによって採択された保存管理措置の有効性を阻害することから、その根絶の必要性を考慮し、

組織的なまぐろロンダリング活動が行われ、IUU漁船による相当数の漁獲物が正式に許可された漁船の名の下に転載されてきたことに、**重大な関心**を表し、

それゆえに、大型漁船の水揚物の管理を含め、転載行為の監視を確実にするという**必要性**を意図し、

CCSBT漁獲証明制度 (CDS) の完全性を維持する必要性に**考慮**し、転載が遵守上のリスクを増している分野の一つであることを認識し、

みなまぐろ (SBT) 資源の科学的評価及び漁獲証明制度と合わせたSBT製品の追跡の改善のため、かかる大型まぐろ漁船からSBTの漁獲データを収集することの必要性を**考慮**し、

CCSBT条約第 8 条パラグラフ 3 (b) に従い、次のとおり合意した。

セクション 1. 総則

用語

1. この決議の適用上、

- (a) 「LSTLV」は、冷凍能力を備えたまぐろはえ縄漁船をいう。
- (b) 「運搬船」は、LSTLVから転載されるSBTを受けとる全ての船舶であって、コンテナ船を除くものをいう。
- (c) 「冷凍能力」：摂氏-30度以下で500キログラム以上の保持能力を有する冷凍庫を備えている場合、当該漁船は冷凍能力を備えているものとみなされる。

2. 「LSTLVs」に関する洋上転載を監視するための計画下にある場合を除き、全てのLSTLVによるSBTの転載活動は、港内で行われなければならない。メンバー又はCNMが、自国LSTLVによる洋上転載を認める場合には、かかる転載は本決議のセクション2、3及び5、及び付属書I及びIIに定義された手続きに従い実施されなければならない。

3. メンバー及び協力的非加盟国 (CNMs) は、港内においてSBTが転載される際、当該国の旗を掲げるLSTLVsが、本決議のセクション2、4及び5及び付属書Iに定められた義務を遵守するよう確保するため、必要な措置を講じなければならない。

セクション2. SBTの転載を受けとることを認められた船舶の記録

4. 事務局長は、LSTLVsから洋上又は港内においてSBTを受けとることを認められた運搬船について、CCSBT記録を創設し、これを維持しなければならない。本決議の目的のため、記録にない運搬船は、転載活動におけるLSTLVsからのSBTの受けとりを認められていないものとみなされる。

メンバー及びCNMは、以下を確保しなければならない。

- a) 他のRFMOにより許可されなかった運搬船に許可を与えないこと
- b) 他のRFMOのIUU船舶リストに掲載されている運搬船に許可を与えないこと

5. メンバー及びCNMは、CCSBT事務局長に対し、可能であれば電子媒体にて、LSTLVsから転載物を受けとることを認められた運搬船のリストを遅滞なく提出しなければならない。各メンバーは、運搬船のリストへのあらゆる追加、削除及び/又はあらゆる改変といった変更が生じた時点で、事務局長に対し、速やかにこれを通知しなければならない。当該リストは以下の情報を含まなければならない。

- 1 船籍
- 2 CCSBT記録番号 (該当する場合)
- 3 ロイド/IMOナンバー (可能な場合)
- 4 船名、船舶登録番号
- 5 過去の船名 (該当する場合)
- 6 過去の船籍 (該当する場合)
- 7 他の登録からの削除の詳細 (該当する場合)
- 8 国際信号符字
- 9 船舶の種類、長さ、総トン数 (GT) 及び積載能力
- 10 船主及びオペレーターの氏名及び住所
- 11 転載を許可された期間

6. 事務局長は、CCSBT運搬船記録を維持し、メンバー及びCNMの船舶に関し通知された機密保持の要件に合致した方法で、CCSBTウェブサイトへの掲載を含む電子的手段を通じて、当該記録の周知を行うための措置を講じなければならない。

7. メンバー及びCNMにより洋上及び港内転載を認められた運搬船は、*CCSBT漁船監視システムの創設に関する決議 (2008年)* を含む全ての適用されるCCSBTの決議及び決定、全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って運用されている漁船監視システム (VMS) を稼働状態で搭載していることが要求されなければならない。

8. 洋上及び港内転載を行うLSTLVsは、*CCSBTの漁船監視システムの開発と導入に関する決議 (2006年)* のパラグラフ3、及び全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って、VMSの搭載と稼働が要求されなければならない。

セクション 3. SBTの洋上における転載監視計画

9. 委員会は、LSTLVs及び洋上においてそれら漁船から転載物を受ける権限を付与された運搬船にのみ適用されるSBTの洋上転載監視のための計画を策定する。委員会は、本決議をレビューし、適当であれば修正を行わなければならない。

10. メンバー及びCNMは、自国LSTLVsの洋上転載を認めるか否かを決定しなければならない。

11. メンバー及びCNMの主権の及ぶ水域におけるLSTLVsによる転載は、関係沿岸国又は漁業主体の事前許可が条件となる。沿岸国又は漁業主体の事前許可の原本又は写しがLSTLV上に保持され、及びCCSBTオブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならない。

12. メンバー及びCNMは、自国に置籍するLSTLVsがパラグラフ13及び20の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。

船籍が置かれる国又は漁業主体の許可

13. LSTLVsは、船籍が置かれる国/漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められない。事前許可の原本又は写しがLSTLV上に保持され、及びCCSBTオブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならない。

通知義務

漁船：

14. パラグラフ13の事前許可を受けるにあたり、LSTLVの船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、予定している転載の少なくとも24時間前に以下の情報を通知しなければならない。

- a) LSTLVの船名及びCCSBT許可船舶リストにおける番号
- b) 運搬船の船名及び洋上において転載物を受けとることを認められた運搬船のCCSBT記録における番号
- c) 転載される製品
- d) 転載される製品別のトン数
- e) 転載の日時及び位置
- f) SBT漁獲の地理的位置

15. 当該LSTLVは、旗国である国又は漁業主体、及び適切な場合は沿岸国又は漁業主体に対し、転載後15日以内に、**付属書 I**に定められた様式に従い、CCSBT転載申告書を作成し、送付しなければならない。

運搬船：

16. 運搬船の船長は、転載開始前に、当該LSTLVがCCSBTの洋上転載監視計画（**付属書 II** パラグラフ14の費用の支払いを含む）に参加しており、パラグラフ13の旗国である国又は漁業主体による事前許可を得ていることを確認しなければならない。運搬船の船長は、このような確認なしにいかなる転載も開始してはならない。

17. 運搬船の船長は、CCSBT事務局及びLSTLVの旗国であるメンバー又はCNMに対し、転載終了後24時間以内に、洋上において転載物を受けとることが認められている運搬船にかかるCCSBT記録の番号とともに、CCSBT転載申告書を作成し、送付しなければならない。事務局は、受領した全ての転載申告書をLSTLVsの旗国又はCNMに対して四半期毎に送付するとともに、旗国又はCNMは、受領済みの転載申告書に照らしてこれらを照合するものとする。

18. 運搬船の船長は、水揚げを行う国又は漁業主体の所管当局に対し、水揚げの48時間前までに、洋上において転載物を受けとることを認められているCCSBT運搬船記録の番号とともに、CCSBT転載申告書を送付しなければならない。

地域オブザーバー計画

19. メンバー及びCNMは、付属書IIのCCSBT地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載する全ての運搬船にCCSBTオブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない。CCSBTオブザーバーは、本決議の遵守及び特に転載されたSBTの数量とCCSBT転載申告書に報告された漁獲量が合理的な範囲で一致すること、及び可能であれば漁船のログブックにおける記録及びCDS文書のとおりであることを観察しなければならない。

20. 船舶は、事務局長に適切に通知された不可抗力の場合を除き、CCSBT地域オブザーバーをとまわらない、洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない。

セクション4. SBTのLSTLV港内転載監視計画

21. 効果的な港内転載検査のため、漁船の旗国は、その漁船がみなみまぐろの転載を行う外国の港を指定し、その他の外国の港における転載を禁止するとともに、指定された寄港国との間で、効果的なモニタリングに必要な関連情報を共有するために連絡をとらなければならない。

22. 港内転載は、以下のパラグラフ23から29に定める手続きに従う場合のみ実施されるものとする。

通知義務

漁船：

23. LSTLVの船長は、転載開始の少なくとも48時間前までに、又は港までの時間が48時間以内である場合には漁業操業終了後直ちに、寄港国の当局に対して以下の情報を通知しなければならない。後者の場合、寄港国が情報を分析するために十分な時間がなければならない。

- a) LSTLVの船名及びCCSBT許可船記録における番号
- b) 運搬船の船名及び洋上において転載物を受けとることが認められた運搬船のCCSBT記録における番号
- c) 転載される製品
- d) 転載される製品別のトン数
- e) 転載の日時及び位置
- f) SBT漁業の主要な漁場

24. LSTLVの船長は、転載時、その旗国又は漁業主体に対して以下を情報提供しなければならない。

- a) 製品及び数量
- b) 転載の日時及び場所

- c) 受けとる運搬船の船名、登録番号及び船籍、及び洋上で転載物を受けとることが認められた運搬船のCCSBT記録における番号
- d) SBT漁獲の地理的位置

25. 当該LSTLVの船長は、旗国又は漁業主体に対し、転載後15日以内に、CCSBT許可船舶リストにおける番号とともに、**付属書I**に定められた様式に従い、CCSBT転載申告書を作成し、送付しなければならない¹。

運搬船：

26. 運搬船の船長は、寄港国の当局に対し、運搬船に転載予定のSBTの数量について、転載開始の24時間前より以前に情報提供しなければならない。

27. 運搬船の船長は、転載終了から24時間以内にCCSBT転載申告書を作成し、寄港国の当局、LSTLVの旗国であるメンバー/CNM、及びCCSBT事務局に送付しなければならない。当該転載申告書の写しは、運搬船上に保持されなければならない。

28. 運搬船の船長は、SBTを含む転載物の受けとり後に転載港を離れた後、その転載されたSBTの陸揚げの少なくとも48時間前までに、パラグラフ27にいうCCSBT転載報告書の写しを作成し、陸揚げが行われる予定の陸揚げ国又は漁業主体の所管当局に送付しなければならない。

寄港国及び陸揚げ国の協力

29. 上述のパラグラフにいう寄港国及び陸揚げ国は、受領した情報の正確性を確認するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。また、報告された漁獲量、転載量及び陸揚げ量が報告された各船舶の漁獲量と一致することを確保するため、LSTLVの旗国であるメンバー又はCNMの作業に協力しなければならない。この確認作業は、船舶に対する干渉及び不自由を最小化するとともに、魚の品質低下を避けるように行われなければならない。

¹ SBTが運搬船に移される前に一時的に固定冷凍庫に移送される場合、LSTLVは、SBTが固定冷凍施設に移送された日から15日以内に、転載申告書を作成し、その旗国又は漁業主体に対して、また可能な場合は沿岸国又は漁業主体に対して、これを送付しなければならない。このような場合は、運搬船の代理人は、運搬船の船長に代わって転載申告書に署名しなければならない。

セクション 5. 一般条項 (全ての転載)

30. 漁獲証明制度 (CDS) に関するCCSBTの保存管理措置の有効性を次により確保する。

- a) CDSにより求められる必要なCCSBT CDS文書の確認に際し、LSTLVsの旗国であるメンバー及びCNMは、転載が各LSTLVの報告した漁獲数量と一致することを確保しなければならない。
- b) LSTLVsの旗国であるメンバー及びCNMは、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚についてCDSにより求められる必要なCCSBT CDS文書を確認しなければならない。洋上転載の場合、この確認は、CCSBT地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない。
- c) メンバー及びCNMは、LSTLVsの漁獲したSBTがメンバー又はCNMの領域内に輸入される際には、CCSBT許可船舶リストにある漁船に対して確認された必要なCCSBT CDS文書及びCCSBT転載申告書の写しの添付を求めなければならない。

31. メンバー及びCNMは、年次会合の4週間前に、各々の年次報告に以下を含めなければならない。

- a) 前漁期のSBTの洋上及び港内における転載数量及び割合
- b) 前漁期に洋上及び港内転載を行ったCCSBT許可船舶リストに登録されているLSTLVsのリスト
- c) 前漁期にLSTLVsから洋上転載物を受けとった運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書

これらの報告書は、拡大委員会及び関連補助機関のレビュー及び検討のために利用可能でなければならない。

32. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバー及びCNMにより水揚げ又は輸入されるすべてのSBTは、最初の販売がなされるまで、CCSBT転載申告書をとまわなければならない。

33. 毎年、事務局長は、本決議の遵守をレビューする遵守委員会会合に対し、本決議の実施に関する報告書を提出しなければならない。

34. この決議は、メンバー及びCNMが、各々の国内法及び国際法に従い、その主権下にある地域に所在する港における権力を行使するための権利を何ら侵害するものではない。

35. これらの条項は、2015年1月1日から効力を有しなければならない。

36. CCSBT15 (2008) で採択された転載決議は、本決議によって破棄される。

37. 同一の措置の重複を避けるため、CCSBT運搬船記録にある船に乗船しているICCAT又はIOTCのオブザーバーは、本決議で策定された基準に合致していること、及びCCSBT事務局が通知を受けていることを条件に、CCSBT転載計画に参加していると見なしうる。CCSBT事務局は、ICCAT、IOTC及びWCPFCに提出されたSBTの情報に関し連絡を保たなければならない。また、CCSBT事務局は、転載及びオブザーバー基準について、他の地域漁業管理機関の事務局と情報交換を行わなければならない。

付属書 I - CCSBT 転載申告書

運搬船	漁船
船名及びコールサイン：	船名及びコールサイン：
国籍：	国籍：
船籍が置かれる国／漁業主体許可番号：	船籍が置かれる国／漁業主体許可番号：
登録番号（該当する場合）：	登録番号（該当する場合）：
CCSBT登録番号（該当する場合）：	CCSBT登録番号（該当する場合）：

出港	日 <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/> 時 <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/>	年	<input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/>	代理店名：	LSTLV船長の氏名：	運搬船船長の氏名：
帰港	日 <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/> 時 <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/>	自 (港名):		署名： _____	署名： _____	署名： _____
転載	日 <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/> 時 <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/>	至 (港名):		署名： _____	署名： _____	署名： _____

重量はキログラム又は単位(例 箱、カゴ)を使用しこの単位のキログラムで水揚重量を表示する： |_____| キログラム

転載場所

種	港内		洋上	製品のタイプ													
				RD ¹	GGO ¹ (kg)	GGT ¹ (kg)	DRO ¹ (kg)	DRT ¹ (kg)	Filleted ¹	Other ¹ (kg)							

転載が洋上でなされた場合、CCSBTオブザーバーの指名及び署名：

¹ 製品タイプは、丸 (RD)、えらはら抜き一尾付き (GGO)、えらはら抜き (尾なし) (GGT)、ドレス一尾付き (DRO)、ドレス一尾なし (DRT)、フィレ (FL)、又はその他 (OT) として記載されなければならない。ICCAT、IOTC又はWCPFC転載申告書 (TD) を記入する場合は、CCSBTにおける上記のSBT製品タイプに最も近い適切な製品タイプによりSBT重量 (Kg) を記録する。

付属書 II-CCSBT地域オブザーバー計画

1. 各メンバー及びCNMは、洋上において転載物を受けとることを認められているCCSBT運搬船記録に含まれ、洋上転載を行う運搬船に対し、洋上における各々の転載活動の間、CCSBTオブザーバーの配乗を要求しなければならない。
2. 運搬船が SBT の転載を行う予定の航海に出航する概ね 15 日から 2 ヶ月前までの間に、旗国又は漁業主体は、CCSBT 事務局に対し、CCSBT オブザーバー配乗要請を作成し、送付しなければならない。
3. 事務局長は、オブザーバーを指名し、CCSBT地域オブザーバー計画を実行するメンバー及び協力的非加盟国に置籍するLSTLVsから洋上において転載物を受けとることを認められた運搬船にオブザーバーを配置しなければならない。

オブザーバーの指名

4. 指名されるオブザーバーは、その任務を達成するため、次の適性を有しなければならない。
 - a) 魚種及び漁具を識別するに十分な経験
 - b) CCSBT保存管理措置に関する十分な知識
 - c) 正確に情報を観察及び記録する能力
 - d) 観察する船の旗国の言語に関する十分な知識

オブザーバーの義務

5. オブザーバーは、次を満たさなければならない。
 - a) CCSBTが定めるガイドライン又はパラグラフ4 (a) から (c) について訓練を受けたオブザーバーであることを条件に、IOTC又はICCATの設定したガイドラインが求める技術訓練を修了すること
 - b) 可能であれば、運搬船の船籍が置かれる国又は漁業主体の国民でないこと
 - c) 下記の6. に定められた業務を実行する能力があること
 - d) 委員会事務局が維持するオブザーバーリストに含まれること
 - e) LSTLVの乗組員ではない又はLSTLV会社の雇用者ではないこと

6. オブザーバーの任務は、特に次を行わなければならない。

- a) 転載の前及びその間、運搬船に転載しようとする漁船において、次を行う。
 - i) SBTを漁獲するための漁船としての許可又は許可証の正当性の点検
 - ii) 船上の漁獲物の総量及び運搬船に移される量の点検と観察
 - iii) VMSの動作の確認及び航海日誌の検査
 - iv) 船上の漁獲物が他の船舶から移されたものであるのか否かの確認及びそのような移動に関する文書の点検
 - v) 漁船が関与する違反の兆候が見られる場合、運搬船船長に対し、かかる違反を直ちに報告する
 - vi) 漁船における業務の結果をオブザーバー報告書として報告する
- b) 委員会が採択した関連する保存管理措置に対する運搬船の遵守状況を監視する。オブザーバーは、特に次を行わなければならない。
 - i. 行われる転載活動についての記録と報告
 - ii. 転載に従事した時の船舶の位置の確認
 - iii. 転載された製品の観察及び推定
 - iv. 関係LSTLVの船名及びそのCCSBT許可船舶リスト番号の確認及び記録
 - v. 転載申告書のデータの確認
 - vi. 転載申告書のデータの証明
 - vii. 転載申告書への副署
- c) 運搬船の転載活動の日別報告を発出する
- d) このパラグラフに従い収集された情報をまとめた全般的な報告書の作成、及び船長に対し、関連する情報を追記する機会を提供する
- e) 観察期間の最終日から20日以内に、前項の全般的な報告書を事務局に提出する
- f) 委員会が定めるその他職務の遂行

7. オブザーバーは、LSTLVs及び船主の漁業活動に関するすべての情報を機密事項として取り扱い、オブザーバーとして指名される条件として、当該要件を書面にすることに応じなければならない。

8. オブザーバーは、割り当てられた船舶を管轄する船籍が置かれる旗国又は漁業主体の法と規則において定められた要件に従わなければならない。

9. オブザーバーは、すべての船舶職員に適用される行動に関する序列及び一般規則が、本計画のオブザーバーの業務を阻害するものでないことを条件に、本計画の Paragraph 10 に定められた船舶乗組員の義務とともに、かかる序列及び一般規則に対し敬意を払わなければならない。

運搬船の船籍が置かれる国又は漁業主体の義務

10. 運搬船とその船長が籍を置く旗国又は漁業主体のオブザーバーに関する責任は、特に次を含むものでなければならない。

- a) オブザーバーは、船舶職員、装置及び機器へのアクセスが許されなければならない。
- b) また、オブザーバーは、Paragraph 6 に定められたその業務を遂行することを円滑化するため、要請を行った後、配置された船舶に備え付けられている場合、以下の機器へのアクセスが許されなければならない。
 - i) 衛星航行機器
 - ii) 使用されている場合、レーダー表示スクリーン
 - iii) 通信のための電子手段
- c) オブザーバーは、その他士官と同等に、部屋、食事及び適当な衛生設備を含む、宿泊設備提供を受けなければならない。
- d) オブザーバーは、事務作業のため船橋又は水先案内人室において適当な場所の提供を受け、同様にオブザーバー業務を遂行するため甲板上にも場所を提供されなければならない。
- e) 船籍が置かれる旗国又は漁業主体は、船長、船員及び船主が、オブザーバーの業務遂行において、妨害、脅迫、干渉、影響を与えること、贈賄又はその試みを行わないことを確保しなければならない。

11. 事務局長は、転載を受けた運搬船の旗国又は漁業主体及びLSTLVの旗国であるメンバー又はCNMに対し、全ての該当する機密保持要件に一致する方法で、遵守委員会会合の4ヶ月前までに、全ての利用可能な未処理データ、概要及び航海に関する報告を提供することが求められる。

転載の間におけるLSTLVの義務

12. オブザーバーは、天候及び海況をふまえ、オブザーバーの安全が十分に確保されうる場合、漁船への訪問が認められなければならない。パラグラフ6に定められる業務を実行するために必要とされる船舶の職員及び場所へのアクセスが許されなければならない。

13. 事務局長は、遵守委員会及び科学委員会にオブザーバー報告書を提出しなければならない。

オブザーバーにかかる費用

14. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望むLSTLVsの旗国であるメンバー及び協力的非加盟国によって拠出されなければならない。料金は、計画の総費用をもとに算出され、CCSBT事務局の特別口座に支払われ、事務局長が計画実施のため口座を管理しなければならない。

15. パラグラフ14に求められた費用の支払いなしに、LSTLVは洋上転載計画に参加することはできない。

CDS 決議における改正セクション

CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議

漁獲証明制度(CDS)の策定のために 2005 年の CCSBT12 で採択された原則及び 2006 年の CCSBT 13 において採択された‘貿易の有無にかかわらずみなみまぐろのすべての漁獲を記録するための CDS の実施に関する決議’に照らし合わせ、

メンバー及び協力的非加盟国が漁獲から国内市場又は輸出市場における最初の販売までの合法的な製品の流れを追跡、確認を行う必要性に留意し、

地域漁業管理機関間で漁獲証明制度の調和を達成する必要性を念頭に置き、それぞれのメンバー及び協力的非加盟国による SBT の漁獲を正確に確認するために、CDS が世界の SBT 漁業のすべてのセクターを通じ、一貫的かつ包括的に適用されなければならないことを強調し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3(b)に従い、みなみまぐろの保存のための拡大委員会 (CCSBT) は委員会の保存措置の遵守状況を監視するため、次の措置を採択する。

1. 一般条項及び適用

- 1.1 すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、みなみまぐろ(SBT)のための CCSBT CDS を実施し、本決議に該当するすべての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDS は、CCSBT CDS 文書の作成及び SBT の標識装着を含む。
- 1.2 メンバー、協力的非加盟国又は CDS に協力するその他の国/漁業主体 (OSEC¹) の管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ²、輸出、輸入及び再輸出について、すべての SBT は、本決議のセクション 3 に記載される文書が 1 つ添付されなければならない。本要件の免除は認められない。しかしながら、肉以外の魚体の部位³(即ち、頭、目、卵、内臓、尾)については、文書なく輸出/輸入することができる。
- 1.3 メンバー又は協力的非加盟国の管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、蓄養活け込み様式及び蓄養移送様式として文書化されなければならない。
- 1.4 遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバー又は協力的非加盟国は、その遊漁に対し CCSBT CDS の要件を免除することができる。
- 1.5 委員会は、本決議の実施にあたり、SBT の漁獲、水揚げ、転載及び/又は蓄養に関与する拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟国以外の国の適当な当局に対し、協力を要請しなければならない。

¹用語「CDS に協力するその他の国/漁業主体」とは、この決議への協力を確約することを書面にて表明した国/漁業主体をいい、この決議において「OSEC」と表す。

²用語「国産品の水揚げ」とは、メンバーもしくは協力的非加盟国に置籍する船舶又はメンバーもしくは協力的非加盟国の漁船として登録された船舶により漁獲された SBT が、当該メンバー又は協力的非加盟国の領土に水揚げされることをいう。

³この文脈において、魚体の部位から分離されたすべての肉が、肉であると見なされる。

- 1.6 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに(SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合)SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこからの SBT の収穫を認めてはならない。
- 1.7 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次の場合を除き、標識をともなわない丸の状態の SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。
 - 1.7.1 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく SBT を水揚げすることができる。
 - 1.7.2 CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる。
 - 1.7.3 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる。
- 1.8 標識が偶発的に外れ再装着できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、水揚げ、転載又は輸出の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。
- 1.9 メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、水揚げ後 7 日以内に、1.7.2、1.7.3 又は 1.8 に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び 1.8 については元来(判明している場合)の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。
- 1.10 メンバー及び協力的非加盟国は、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを義務づけなければならない。その後も丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。

2. 必要となる登録

- 2.1 蓄養場記録が、許可された蓄養場を特定するため、事務局長によって作成、維持される。
- 2.2 事務局長によって維持される船舶記録により、許可船舶が特定される。
- 2.3 上記の許可登録に含まれない船舶及び/又は蓄養場の情報が記録されている CCSBT CDS 文書は、本制度の目的に対する有効な文書と見なされない。

3. 必要となる文書及び情報

- 3.1 CCSBT CDS 文書は、次のとおり。
 - 3.1.1 蓄養活け込み様式－SBT の漁獲、曳航及び蓄養の情報を記録。

- 3.1.2 蓄養移送様式－蓄養場間の SBT の移送の情報を記録。
- 3.1.3 漁獲モニタリング様式－予期せぬ漁獲を含め、蓄養の有無にかかわらず、すべての SBT の漁獲、水揚げ、転載、輸出及び輸入の情報を記録。
- 3.1.4 漁獲標識様式－CDS の一環として標識装着された個別魚の情報を記録。
- 3.1.5 再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式－漁獲モニタリング様式によって、すでに最初の国産品の水揚げ時点又は輸入時点まで追跡されており、その後全量又は一部を輸出又は再輸出される SBT の情報を記録。
- 3.2 3.1 に定められる CCSBT CDS 文書に含まれるべき情報と関連する指示事項は、別添 1A-D。
- 3.3 承認された様式の採択後は、翻訳の追加といった最小限の変更のみ認められる⁴。情報欄が該当しないという場合を除き、標準様式から情報欄を削除することは認められない。
- 3.4 3.3⁵に従い変更が加えられた文書は、メンバー、協力的非加盟国及び SBT の水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出に関与していることが知られている非加盟国に配布するため、事務局長に提供されなければならない。
- 3.5 様式及び様式の内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。
- 3.6 CCSBT CDS 文書は、固有の番号が付されていないなければならない。

4. 標識装着

- 4.1 メンバー及び協力的非加盟国は、次の場合を除き、捕殺時、丸の状態の SBT に SBT 標識を付することを義務づけなければならない。
 - 4.1.1 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識を付することができる。
 - 4.1.2 CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を付することができる。
 - 4.1.3 予期せぬ混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を付することができる。
- 4.2 3.1.4 のとおり、漁獲標識様式は、個別の SBT について関連する標識情報が記録される。漁獲標識様式は、捕殺時以降できる限り速やかに記入されなければならない。体長及び重量の測定は、SBT の凍結前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施できない場

⁴ただし、漁獲標識様式にあっては、メンバー又は協力的非加盟国の裁量によって、追加的な情報を含めるよう修正することができる。

⁵漁獲標識様式への追記を除く。

合、測定及び関連する漁獲標識様式への記入が SBT のさらなる移送の前に行われることを条件に、水揚げ又は転載の時点で行うことができる。

- 4.3 完成した漁獲標識様式は、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に提供され、漁獲標識様式の情報、四半期ごと、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。
- 4.4 標識装着計画は、別添 2 に定められた手続き及び情報に関する最低基準を満たさなければならない。
- 4.5 メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識の許可されない使用を禁止しなければならない。

5. 確認

- 5.1 CCSBT CDS 文書は、規則に則り、次に該当する者によって、確認（洋上転載の場合にあっては、署名）されなければならない。
 - 5.1.1 国産品の水揚げについては、漁獲した船舶の旗国であるメンバー若しくは協力的非加盟国の政府職員、又は当該船舶が用船契約に基づき操業している場合にあつては、当該用船先のメンバー若しくは協力的非加盟国の権限を有する当局若しくは機関。
 - 5.1.2 CCSBT の大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に基づくすべての SBT の転載については、かかる決議が求めるオブザーバー。
 - 5.1.3 すべての SBT の輸出については、輸出するメンバー又は協力的非加盟国の政府職員。
 - 5.1.4 すべての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー、協力的非加盟国又は OSEC の政府職員。
- 5.2 CDS 文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員から権限を付与された者に委任することができる。委任された者を利用するメンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同一であつてはならない。
- 5.3 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない(政府職員及び個人が CCSBT CDS 文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う政府職員の氏名、肩書き及び署名、封印又は印鑑の印影見本及び代理権を有するすべての者のリストを含む)。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、変更について時宜を得た方法で通知しなければならない。
- 5.4 事務局長は、5.3 に定められた情報の維持、更新を行い、それをすべてのメンバー、協力的非加盟国及び OSEC に提供し、変更については遅滞なく回章する。

- 5.5 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、3.1 に定められる CCSBT CDS 文書のうち、完全でないもの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおり確認されていないものについて、確認をしてはならない。
- 5.6 メンバー、協力的非加盟国又は OSEC は、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要なとされる文書の一部又はすべてがともなわれていない場合、様式において必要とされる情報欄の記載に不備がある場合又は様式が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなる SBT も受け入れてはならない。
- 5.7 全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBT からなる貨物について、転載、国産品の水揚げ、輸出(国産品の水揚げ後の輸出を含む)、輸入又は再輸出(ただし、別添 2 のとおり、SBT がさらに加工され標識が必要でなくなった場合を除く)の確認又は受け入れをしてはならない。
- 5.8 メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。
- 5.9 メンバー及び協力的非加盟国は、5.8 に従い実施した監査の種類及びカバー率並びに遵守の程度に関する詳細を、SBT 漁業に関する年次報告に含めなければならない。

6. 情報交換及びデータの機密性保護

- 6.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、受領したすべての CCSBT CDS 文書原本（又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー）を、文書上に記載された直近の日付から最低 3 年の間、保持しなければならない。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、発行した CCSBT CDS 文書の写しについても、文書上に記載された直近の国/主体による発行日から最低 3 年の間、保持しなければならない。これら CDS 文書の写しは、四半期ごとに事務局長に送付されなければならない(漁獲標識様式⁶を除く)⁷。
- 6.2 事務局長は、CDS 文書の原資料を電子データベースに蓄積しなければならない。事務局長は、かかるデータベースにおける原資料の機密性を確保し、国/漁業主体に対しては、当該国/漁業主体が確認した CCSBT CDS 文書に関する原資料のみ提供する。国/漁業主体が他の国/漁業主体に関係する CCSBT CDS 文書を求めた場合、事務局長は、後述の取極によってのみかかるデータを公開できる。
- 6.3 事務局長は、CCSBT CDS を通じて収集されたデータについて、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間のものについては翌年 6 月 1 日までに、1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間のものについては同年 12 月 1 日まで

⁶ 漁獲標識様式に提供すべき情報の要件は、4.3 に定められている。

⁷ 様式原本の写し又は様式のすべての情報を含む電子様式のいずれか。

に、拡大委員会に報告しかつすすべてのメンバー及び協力的非加盟国に回章しなければならない。かかる報告書に含まれる情報は、別添3に定める。事務局長は、メンバー及び協力的非加盟国の指定する一つの当局にのみ、かかる報告書の写しを電子媒体にて提供しなければならない。

6.4 事務局長は、次により構成される報告書を CCSBT ウェブ・サイトのパブリック・エリアに掲載する。

- 船籍のおかれる国/漁業主体
- 収穫年
- 製品の仕向地(国産品の水揚げを含む)
- 漁具コード
- 正味重量
- 推定原魚重量（変換係数を利用して正味重量から算出する）
- パラグラフ3.4に従って提出された、変更が加えられたCDS文書の写し

6.5 科学委員会、遵守委員会又はその他の委員会補助機関の要求がある場合、事務局長は、委員会の同意を得て、CCSBT CDS により収集されるデータについて、6.3 に定められるところよりも頻繁又は詳細なものを、当該機関に対し、提供しなければならない。

6.6 事務局長は、6.1 により提供されたデータを分析のうえ、確認された相違を関係のあるメンバー又は協力的非加盟国に通知しなければならない。

7. CDS 文書の確認

7.1 メンバー及び協力的非加盟国は、その権限のある当局又はその他権限を付与された者もしくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることを確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人もしくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。

7.2 メンバー及び協力的非加盟国は、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。特に、メンバー及び協力的非加盟国は、入手可能な情報を利用し、6.3 に基づく事務局長による報告書の照合を行わなければならない。

7.3 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次のいずれかに該当する SBT の貨物について、事務局長並びに関係するメンバー、協力的非加盟国及び OSEC に対し、可及的速やかに通報しなければならない。

7.3.1 関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合。

7.3.2 CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されていない場合。

- 7.4 メンバー及び協力的非加盟国は、7.1 及び 7.2 に規定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決するため、関連当局と協力するとともに必要なすべての手段を講じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その結果を事務局長に通知しなければならない。
- 7.5 遵守委員会は、6.3 及び 6.4 の事務局長によってとりまとめられた要約情報を、確認された不正行為及び不調和並びに 7.3 に基づき通報された調査の結果を含め、検討する。
- 7.6 委員会は、遵守委員会の勧告を受けて、確認調査の結果に関連して必要となる対応を検討することができる。かかる対応には、ここに記載される遵守措置又は関連する他の遵守措置の見直しを含むが、それに限定されるものではない。
- 7.7 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、CDS 文書が偽造されないこと及び/又は誤った情報を含まないことを確保するために、協力しなければならない。

8. 情報へのアクセス及び保護

- 8.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC の国内法令により、CCSBT CDS から作成される情報は、機密情報として扱われなければならない、CCSBT の目的に適う形で又は委員会が合意するその他の目的のためにのみ使用することができる。
- 8.2 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、必要な場合には、漁獲の検証手続きを支援するべく、必要となる有益な情報の交換に合意し、適当な場合には、CDS に関する情報の伝達の完全性を検証し、不調和を一致させるのに必要となる可能性のある証拠を交換することに合意する。

9. 実施及びレビュー

- 9.1 本決議は、2010 年 1 月 1 日から発効する⁸。同日以降、CCSBT が 2000 年 6 月 1 日に採択した CCSBT みなみまぐろ統計証明制度に代わるものとなる。2010 年 1 月 1 日以前に漁獲された SBT については、CDS の標識装着要件は 2010 年 6 月 30 日まで免除することができ、CCSBT CDS 文書は最も実際的な方法で記入しなければならない。
- 9.2 遵守委員会は、2011 年会合までに本決議のレビューを行い、実施上の問題、長所及び弱点を特定し、本決議の改善の選択肢及びその選択肢を支持する手続を拡大委員会会合で勧告する。レビューには、メンバー及び協力的非加盟国により報告された標識の破損又は紛失並びに 1.8 及び 1.9 において使用を免除した程度に関係する懸念事項が含まれる。以降のレビューの日程については、その時に合意する。

⁸ 日本は、2009-10 漁業年末(2010 年 3 月 31 日)まで、その現行標識制度を利用することができる。

9.3 事務局長は、遵守委員会によるレビューを補佐するために、電子書類及び魚の標識に関連する利用可能な技術をモニターする。



漁獲標識様式文書番号

● 漁獲/収穫の部 - いずれかにチェックのうえ記入

<input type="checkbox"/> 天然魚	漁獲した船舶の名称	登録番号	船籍のおかれる国/漁業主体
又は			

<input type="checkbox"/> 蓄養SBT	CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー	蓄養場の名称
関連する蓄養活け込み(FS)様式の文書番号(複数可)		

魚の詳細

製品:F(生鮮) / FR(冷凍)	タイプ:RD/GGO/ GGT/DRO/DRT/FL/OT*	漁獲/収穫年月	漁具コード	CCSBT統計海区	正味重量(kg)	総尾数(RD/GGO/GGT/ DRO/DRTの場合も記入)

* その他の場合 (OT): 製品のタイプを記載 * その他の場合 (OT): 変換係数を記載

加工施設の名称 (該当する場合)	加工施設の住所 (該当する場合)

当局による確認(洋上で転載され輸出されるものについては不要): 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。			公印
氏名及び肩書き	署名	日付	

● 製品の中間仕向地の部 - (転載及び/又は輸出の場合のみ) - チェックのうえ必要箇所を記入(複数可)

<input type="checkbox"/> 転載	漁獲した船舶の船長による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、漁獲/収穫に関する情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。		
↑	氏名	日付	署名
及び/又は	受けとろうとする船舶の名称		登録番号
			船籍がおかれる国/漁業主体
	受けとろうとする船舶の船長による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。		
	氏名	日付	署名
	オブザーバーによる署名(洋上転載についてのみ):		
	氏名	日付	署名

<input type="checkbox"/> 輸出	輸出地点*			仕向地 (国/漁業主体)
	市	州又は県	国/漁業主体	

* 公海上での洋上転載については、国/漁業主体の代わりにCCSBT統計海区を記入し、その他の箇所は空白とすること

輸出者による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。			
氏名	許可番号 / 会社名	日付	署名
当局による確認: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。			公印
氏名及び肩書き	署名	日付	

● 製品の最終仕向地の部 - いずれかにチェックのうえ1仕向地のみを記入

<input type="checkbox"/> 国内販売向け国産品の水揚げ	国内販売の証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。				
↑	氏名	住所	日付	署名	タイプ: RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT
					重量 (kg)
又は					
<input type="checkbox"/> 輸入	最終輸入地点				
	市	州又は県	国/漁業主体		

輸入者による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。					
氏名	住所	日付	署名	タイプ: RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT	重量 (kg)



記入要領

この様式は、捕獲したSBTに対して国別割当配分を所有している国/漁業主体によって発行される。

この様式 (CMF) は、すべてのSBTの転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出に添付しなければならない、またこの様式の写しは発行国/漁業主体に提出しなければならない。ただし、肉以外の魚体の部位 (即ち、頭、目、卵、内臓、尾) については、この様式なしに輸出/輸入することができる。

以下について留意されたい。

- ・ 蓄養に関しては、CMFに記載するすべてのSBTに対する蓄養活け込み様式が当該国/漁業主体によって発行されていないと見做されなければならない、これらの蓄養活け込み様式の文書番号をCMFに記載しなければならない。
- ・ CMFに記載するすべてのSBTに対して漁獲標識様式が作成されていないと見做されなければならない、その写しを発行国/漁業主体に提出しなければならない。この漁獲標識様式の文書番号はCMFに記載しなければならない。

様式の記入にCCSBT公用語(英語及び日本語)以外の一言語を使用する場合は、書類上に英訳又は和訳を追加すること。
 漁獲モニタリング様式は、(1)漁獲/収穫、(2)製品の中間仕向地及び(3)製品の最終仕向地の3部からなる。漁獲/収穫及び製品の最終仕向地の部については、必ず記入しなければならない。製品の中間仕向地の部については、製品が輸出及び/又は転載される場合のみ記入しなければならない。

様式の上部には、以下の2つの情報を必ず記入しなければならない。

文書番号: この様式の起点となる国/漁業主体により割当てられた固有の文書番号を記入。

漁獲標識様式文書番号: 本様式に関係のある漁獲標識様式の固有文書番号をすべて記入。すべての文書番号の記入に十分な余地がない場合は、これに関する情報を別紙に記入し添付すること。

● 漁獲 収穫の部 - いずれかにチェックのうえ記入

にチェックし、漁獲物が天然魚又は蓄養SBTのいずれの漁獲物であるのかを特定。
 チェックした に該当する漁獲 収穫の部の箇所を記入のうえ、残りについて記入しなければならない。

天然魚 - 天然魚の場合のみ記入(蓄養SBTの場合は記入しないこと)

漁獲した船舶の名称: 漁獲した船舶の名称を記入。

登録番号: 漁獲した船舶の登録番号を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体: 漁獲した船舶の船籍がおかれる国又は漁業主体を記入。

蓄養SBT - 蓄養SBTの場合のみ記入

CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー: CCSBTの許可蓄養場リストに記載された蓄養場のシリアル・ナンバーを記入。

蓄養場の名称: 蓄養場の名称を記入。

関連する蓄養活け込み(FS)様式の文書番号(複数可): この様式に関係のある蓄養活け込み様式の固有文書番号をすべて記入。この様式に関連する蓄養活け込み様式の文書番号は、すべて同じ漁期に活け込まれた魚にかかると見做されなければならない。すべての文書番号の記入に十分な余地がない場合は、これに関する情報を別紙に記入し添付すること。

魚の詳細

この部に記載したすべてのSBTを、製品の最終仕向地に輸送しなければならない。分割して出荷することは許可されないため、SBTを2カ所以上の異なる仕向地に輸送する場合は、それぞれの仕向地に送付する漁獲物ごとに漁獲モニタリング様式を作成しなければならない。

SBTの積荷について、次の情報を用い最も高い精度で記載しなければならない。

注: 1つの製品形態について1行を使用すること。

製品: 出荷する製品の形態について、生鮮(F)又は冷凍(FR)のいずれかを記入。

タイプ: 製品タイプが最も近いものを次のリストから選び、そのコードを記入。OT (その他) の場合、製品タイプ及び変換係数を記入。

コード	名称	詳細
RD	丸	加工処理なしのSBT
GGO	えらはら抜き - 尾付き	鰓及び内蔵を除去したもの。鰓蓋(鰓板)、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
GGT	えらはら抜き - 尾なし	鰓、内蔵及び尾を除去したもの。鰓蓋(鰓板)、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRO	ドレス - 尾付き	鰓、内蔵、鰓蓋(鰓板)及び頭部を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRT	ドレス - 尾なし	鰓、内蔵、鰓蓋(鰓板)、頭部及び尾を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
FL	フィレ	DRTを更に加工処理し、胴体をフィレ状にカットしたもの。
OT	その他	上記以外のもの。

漁獲/収穫年月: みなみまぐろを収穫した年及び月を記入。蓄養魚の場合、最初に収穫した月ではなく、捕殺した月を記入する。

漁具コード: 次のリストからみなみまぐろを収穫するために使用した漁具のタイプを特定。その他の場合、漁具の種類を記載。蓄養魚の場合、“蓄養”と記入。

漁具コード	漁具のタイプ
BB	竿釣り
GILL	刺し網
HAND	手釣り
HARP	鉤
LL	はえ縄
MWT	中層トロール
PS	まき網
RR	ひき縄(Rod and Reel)
SPHL	遊漁手釣り
SPOR	その他の遊漁
SURF	その他の表層漁業
TL	樽流し
TRAP	定置網
TROL	ひき縄(Troll)
UNCL	不詳
OT	その他

CCSBT統計海区: 主要CCSBT統計海区(1から10まで及び14から15まで)、又は主要海区に該当しない場合にはその他のCCSBT統計海区(11から13まで)を使用して、みなみまぐろを漁獲した海区を記入。蓄養魚の場合、この項目を記入する必要はない。統計海区を示す地図をこの記入要領の3ページに添付する。

正味重量(kg): キログラム単位で正味製品重量を記入。蓄養魚の場合、蓄養場からの収穫時の製品重量を記入(最初の漁獲時のものではない)。



記入要領

● 漁獲 収穫の部 - (続き)

総尾数(RD,GGO,GGT,DRO,DRTの場合も記入): 丸の状態の魚の尾数を記入。洗浄、えらはら抜き、冷凍、鱭、鰓蓋(鰓板)及び尾を除去したもの、並びに頭部又は頭部の一部を除去したもの、丸の状態のものとする。フィレやロインのように加工処理をしたものは丸の状態とは見なさない。
その他の場合(OT):製品の種類を記入: 製品のタイプがその他(OT)の場合、製品について記入。
その他の場合(OT):変換係数を記載: 製品のタイプがその他(OT)の場合、重量を原魚重量相当に変換するために用いる変換係数を記入。
加工施設の名称(該当する場合): みなみまぐろを加工した施設の名称を記入(該当する場合)。
加工施設の住所(該当する場合): みなみまぐろを加工した施設の住所を記入(該当する場合)。

確認

当局による確認(洋上で転載され輸出されるものについては不要): 洋上で転載され輸出されるものでない場合、政府職員¹の署名、日付及び公印とともに、文書に署名する当該政府職員の氏名及び肩書きを記入する。洋上で転載された後に国内で水揚げされるSBTに関しては、国内での水揚げ時(すなわち転載後)に確認が行われるものとする。

● 製品の間接仕向地の部 - 転載及び/又は輸出の場合のみ - チェックのうえ必要箇所を記入(複数可)

この部は、製品を輸出及び/又は転載する場合のみ、記入が必要となる。
にチェックし、製品が転載又は輸出のいずれであるのかを特定。転載かつ輸出の場合、両方の にチェック。
 チェックした (複数可)に該当する製品の間接仕向地の部の箇所を記入しなければならない。

転載

漁獲した船舶の船長による証明: すべての転載に関して、漁獲した船舶の船長は、漁獲/収穫に関する情報が正しく記録されていることを証明するために、氏名、署名及び日付をもって、この部を記入しなければならない。

次の箇所は、みなみまぐろを受けとろうとする船舶の船長により記入されるものとする。

受けとろうとする船舶の名称: 受けとろうとする船舶の名称を記入。

登録番号: 受けとろうとする船舶の登録番号を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体: 受けとろうとする船舶の船籍がおかれる国又は漁業主体を記入。

受けとろうとする船舶の船長による証明: 受けとろうとする船舶の船長は、受けとろうとする船舶に移送される魚が正しく様式に記録されていることを証明するために、氏名、署名及び日付をもって、この部を記入しなければならない。

オブザーバーによる署名(洋上転載についてのみ): 転載がCCSBTの大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議の適用対象の場合(すなわち洋上転載)、オブザーバーは、氏名、署名及び日付を記入しなければならない。監督された転載と漁獲モニタリング様式に記録された情報の間に差異がみられる場合、それらの差異はオブザーバーによる転載報告書に記録される。

輸出

輸出地点

市: 輸出地点の市を記入。

州又は県: 輸出地点の州又は県を記入。

国/漁業主体: 輸出地点の国/漁業主体を記入。公海上での洋上転載については、転載が行われるCCSBT統計海区を記入し、その他の箇所は空白とする。

仕向先

国/漁業主体: みなみまぐろの輸出先国/漁業主体を記入。

輸出者による証明: 輸出者²は、輸出貨物に関連して提供された情報(すなわち様式に輸出品が正しく記載されていること)を証明するために、氏名、署名、日付及び輸出業者許可番号又は輸出会社名のいずれかを記入しなければならない。輸出業者許可番号や輸出会社名を有しない輸出者は、個人名を記入。

当局による確認: 政府職員¹の署名、日付及び公印とともに、文書に署名する当該政府職員の氏名及び肩書きを記入。

● 製品の最終仕向地の部 - チェックのうえ1仕向地のみを記入

にチェックし、製品の最終仕向地が国産品の水揚げ又は輸入のいずれであるのかを特定。
 チェックした に該当する製品の最終仕向地の部の箇所を記入しなければならない。

国内販売向け国産品の水揚げ

国内販売の証明: 国内船舶からみなみまぐろ(国内販売用)を受けとる最初の者又は会社は、氏名/名称、住所、みなみまぐろを水揚げした/受けとった日付、署名、タイプ³、及び国産品として水揚げされたSBT全体の重量(kg)を記入しなければならない。

輸入

最終輸入地点

市: 輸入地点の市を記入。

州又は県: 輸入地点の州又は県を記入。

国/漁業主体: 最終的な輸入地点の国/漁業主体を記入。

輸入者による証明: みなみまぐろを輸入する者又は会社は、氏名/名称、住所、みなみまぐろの輸入年月日、署名、タイプ³、及び重量(Kg)を記入しなければならない。生鮮及び冷蔵の製品については、輸入者の署名は、正式に署名の委任を受けた通関代行業者によるもので代えることができる。

¹ 政府職員は、漁獲モニタリング様式を発行するメンバー又は協力的非加盟国の権限ある当局の職員又はそれによって委任された者でなければならない。委任を行うメンバー又は協力的非加盟国は、事務局長に対し、かかる委任に関する文書の正規の写しを提出しなければならない。

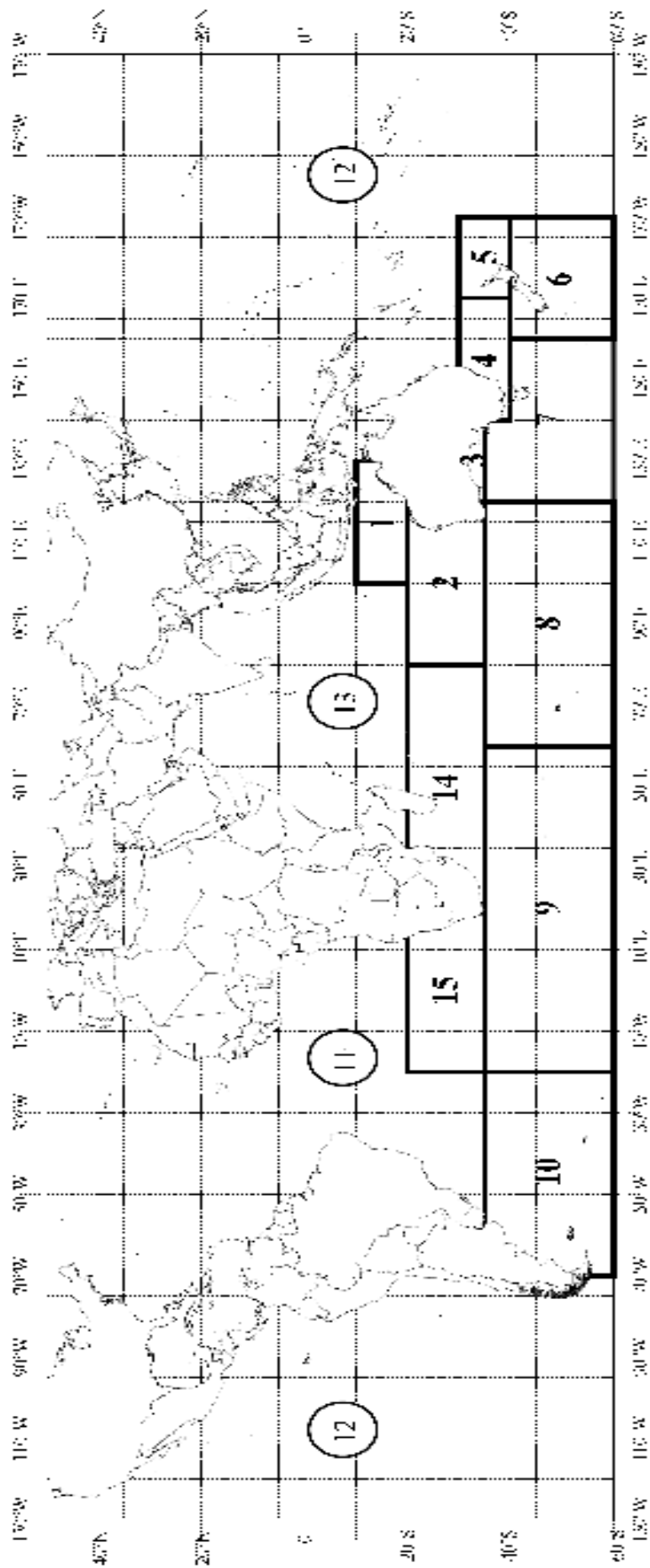
² 「輸出者」による証明は、輸出会社を代表としてその証明を行うことを当該会社が承認した適切な権限を有する者が行わなければならない。ただし、当該輸出を確認する権限を有する者と同一の者であってはならない。

³ タイプの一覧は「魚の詳細」セクションのとおり。



記入要領

● CCSBT統計海区図



事務局長による拡大委員会への6ヶ月／年次報告書の内容

この別添の報告書は、各メンバーの指定当局にのみ提供される。

この別添において、以下の略語はそれぞれ異なった様式を示している。

- FSF – 蓄養活け込み様式
- FTF – 蓄養移送様式
- CMF – 漁獲モニタリング様式
- REEF – 再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式
- CTF – 漁獲標識様式

CDS の最初の年においては、作成されるべきすべての報告書に関して CDS からは十分な情報が得られないだろう。事務局において、CDS データベース及び関連する報告制度が作成過程にある最初の1年間は、報告書の作成が遅れることも受容される。

製品に関する報告書

製品に関する2つの報告書が作成される。

(1) 製品に関する総括と報告漁獲量の比較報告書

この報告書は、各メンバー及び協力的非加盟国の割当年の漁獲量を推定するため、CMF 及び FSF の死亡尾数のデータを使用する。これは、割当年が終了した後、十分な CDS データが利用可能な場合のみ実施されるべきである。CDS から得られた加工処理後の重量は、各メンバーから提供されている変換係数が利用可能であればそれを利用し、メンバーが使用すべき変換係数を提出していない場合には「最善の」代替的な変換係数を利用して、原魚重量に換算すべきである。報告書で使われたすべての変換係数の値はリスト化されるべきである。この報告書には、比較のためにも、メンバー/協力的非加盟国から得られた割当年の報告漁獲量も（可能ならば）含めるべきである。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 割当年¹
- CDS から得られた漁具別の総推定 SBT 原魚重量
- メンバーから報告された漁具別の総 SBT 原魚重量（利用可能な場合）

¹メンバーの割当年は異なっているので、各メンバーの実際の割当年の期間が用いられるべきであり、混乱を避けるためにもこれらの期間を報告書に示すべきである。この報告書には（CDS 及びメンバーからの報告書双方に基づく最新の推定値とともに）CDS のデータが十分にある最近の割当年の記録も記載すべきである。

- コメント²

(2) 詳細な製品に関する総括報告書

この報告書は、TIS の別紙 2 の報告書に類似している。以下の情報を提供するため、CMF 及び CTF のデータを利用する。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 漁獲魚、蓄養魚又は蓄養場での漁獲魚/曳航中の死亡魚
- 製品(F/FR)
- 加工タイプ(RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT など)
- 収穫年月
- 漁具コード
- 統計海区
- 輸出地点（輸出の場合のみ）
- 輸出年月（輸出のみ）
- 最終仕向地となる国/漁業主体
- 最終仕向地に到着した年月

上記の項目内における以下の数量

- SBT の数量
- SBT の正味重量

REEF 報告書

REEF に関して 2 つの報告書が作成される。

(1) 詳細な REEF 総括報告書

この報告書は、TIS の別紙 4 の報告書に類似している。以下の情報を提供するため、CMF 及び REEF のデータを利用する。

- 原産漁獲国/漁業主体
- 今回輸出する国/漁業主体³
- 輸出地点
- 輸出年月⁴
- 輸入国/漁業主体
- 輸出製品(F/FR)
- 輸出されたタイプ(RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT)

²この数量の解釈に関して追加的な情報を提供するためには、コメントが必要になるだろう。例えば、メンバーからの報告書には（遊漁による漁獲量のような）CDS の対象とならない漁獲量が含まれていることや、最近年の CDS データは十分に更新されていない可能性があることなどを示す。

³これは該当する REEF に記載されている輸出する国/漁業主体であり、先行する REEF 又は CMF に記載されているものではない。

⁴輸出証明日に基づき決定する。

上記の項目内において

- 輸出された SBT の正味重量及び尾数

(2) REEF 不調和報告書

この報告書では、すべての REEF 及び関連する CMF を調査し、その後の輸出及び再輸出において「過剰利用⁵」となっているすべての CMF のリストを作成すべきである。

- 過剰利用 CMF に記載された文書番号、船籍がおかれる国/漁業主体、製品タイプ及び重量
- 関連する REEF の文書番号、輸出国/漁業主体、製品タイプ及び重量
- その他遵守委員会で合意された情報

標識報告書

1つの標識報告書が作成される。

(1) 標識総括報告書

以下の情報を提供するため、CTF 及び CMF 双方のデータを利用する。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 標識を装着した SBT の総尾数及び正味重量
- 関連する CMF で報告された SBT の総尾数及び正味重量

転載報告書

2つの転載報告書が作成される。

(1) 転載総括報告書

SBT の転載に関する以下の総括情報を提供するため、CMF 並びに転載申告書及びオブザーバー報告書のデータを利用する。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体
- 転載年月
- 転載船の船籍がおかれる国/漁業主体
- 最終仕向地となる国/漁業主体

上記の項目内における以下の数量

- 転載件数
- CMF に基づく SBT 尾数
- CMF に基づく SBT の正味重量

⁵ 過剰利用 CMF とは、CMF に記載されていた魚のその後の輸出/再輸出の量が、当該 CMF で報告されていた当初の量を超過している場合をいう。

- 転載申告書に基づく SBT の正味重量
- 転載オブザーバー報告書に基づく SBT の正味重量

(2) 転載不調和報告書

この報告書は、CMF に記載された SBT の重量が、転載申告書又は転載オブザーバー報告書のどちらかに記載された SBT の重量と異なっている場合に、当該各転載の詳細について作成する。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体、名称及び登録番号
- 転載日
- 転載船の船籍がおかれる国/漁業主体、名称及び登録番号
- CMF に基づく SBT の正味重量及びタイプ
- 転載申告書に基づく SBT の正味重量及びタイプ
- 転載オブザーバー報告書に基づく SBT の正味重量及びタイプ

蓄養報告書

2つの蓄養報告書が作成される。これらの報告書は、関連する国/漁業主体の通常の「漁期」を含む漁獲及び蓄養期間を網羅するよう作成されるべきである。

(1) 蓄養総括報告

各国/漁業主体から得られた蓄養 SBT に関する以下の集約情報を提供するため、FSF 及び CMF のデータを利用する。この報告書は、貿易情報スキームの一環としてオーストラリアが作成している 6ヶ月ごとの蓄養報告書に類似している。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体及び隻数
- 漁獲期間
- 漁獲のあった統計海区
- 曳航期間中の死亡魚の総尾数及び重量
- 蓄養場への移送期間
- 蓄養場へ移送した SBT の総尾数及び重量
- すべての移送に関する平均重量の最小値、最大値及び中央値
- 蓄養場からの収穫期間
- 蓄養場から収穫した SBT の総尾数及び重量

(2) 蓄養不調和報告書

この報告書は、蓄養場に移送された SBT の尾数（FSF に基づく。また FTF に基づき調整される）が、CMF に基づく当該蓄養場から収穫された SBT の尾数を上回る場合に、当該各蓄養場の詳細について作成する。

- 蓄養場のある国/漁業主体及び蓄養場の名称
- 最初の曳航から当該蓄養場に移送した期間
- 最初の曳航から当該蓄養場に移送した SBT の総尾数及び重量
- 他の蓄養場から当該蓄養場に/当該蓄養場から他の蓄養場に移送した期間
- 他の蓄養場から当該蓄養場に/当該蓄養場から他の蓄養場に移送した SBT の総尾数尾及び重量
- 当該蓄養場から収穫した期間
- 当該蓄養場から収穫した SBT の総尾数及び重量

照合報告書

CDS 文書は、四半期ごとに様々な発信元から事務局に送付される。同じ文書が、時を異にして事務局に送られるかもしれない。例えば、SBT が輸出されるか又は転載される際に送付され、さらに同じ SBT が輸入されるか又は国産品として水揚げされる際に再度送付されるというように。照合報告書は、想定される文書の数量及びタイプに関する集約情報を提供するよう考案されなければならないものの、未だ各国/漁業主体からはそのようなものは得られていない。この報告書は、異なる情報源から得られた様式の数値に不調和が生じているかどうかも明らかにすべきである。事務局は、CDS が 12 カ月間運用された後、この報告書を考案し作成すべきである。

“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議”の修正決議

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議(以下“原決議文”と言う)”が、2003 年の第 10 回年次会合で採択されたことに留意し、

CCSBT のこの原決議文では対象とならない非加盟国の 24 メートル未満の漁船によるみなみまぐろの漁獲が相当量あることにさらに留意し、

IUU 漁業活動を阻止するために早急に包括的な対策をとる必要性を考慮し、

輸入国にとって生鮮まぐろ製品の効果的な検査体制の確立の技術的な困難性を認識し、

CCSBT 条約第 8 条 3(b)に従い、次のとおり合意する。

原決議において 24 メートル以上に適用していた漁船の長さ制限を撤廃し、原決議文を次のとおり修正する。

1. 締約国、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。
 - a. 自国の登録下にあるすべての船舶がみなみまぐろの IUU 漁業活動を行わないよう確保する。
 - b. 関連の法律と合致したかたちで、IUU 漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる。
 - c. みなみまぐろに関する IUU 漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた、自国の IUU 措置の実施状況をレビューする。
2. 拡大委員会は、みなみまぐろを漁獲する許可を受けた漁船(以下“漁船”又は“FVs”という)の CCSBT の記録を設立し、保持する。この勧告の目的のために、

この記録に記載されない漁船は、みなみまぐろを漁獲し、船上に保持し、転載し、又は水揚げする許可を有していないものと見なされる。

3. 拡大委員会のメンバー(以下“メンバー”という)及び協力的非加盟国は、みなみまぐろの漁獲を許可された自国旗を掲げる漁船のリストを、可能な場合には電子的手段により、事務局長に提出しなければならない。このリストには、次の情報を含まなければならない。

- ロイド/IMO ナンバー (該当する場合)
- 船舶の名称、登録番号
- 以前の名称(該当する場合)
- 以前の船籍国(該当する場合)
- 他の登録からの抹消に関する過去の詳細(該当する場合)
- 国際無線信号符字(該当する場合)
- 船舶の形態、船体の長さ、登録総トン数(GRT)
- 所有者及び操業者の氏名、住所
- 使用漁具
- 漁獲ないし転載が認められた許可期間

メンバー及び協力的非加盟国は、このパラグラフに基づき、船舶のリストを初めに提出する場合、どの船舶が新規に追加されたか、また、事務局長に提出されたリストに現在掲載されている船舶の代船を意味するかを示さなければならない。当初の CCSBT の記録は、このパラグラフに従い提出されたすべてのリストからなる。

4. メンバー及び協力的非加盟国は、当初の CCSBT 記録の設立の後には、当該記録への追加、削除、修正については、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知しなければならない。

5. 事務局長は、CCSBT の記録を保持し、メンバー及び協力的非加盟国が留意した機密性の要件と合致したかたちで、CCSBT のウェブサイトへの掲載を含めた電子的手段を通じて、記録の広報を行うためのあらゆる措置を講じなければならない。

6. 記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を

遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。

- b) 自国の漁船が関連するすべての **CCSBT** の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) **CCSBT** の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び/又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が **IUU** 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) **CCSBT** の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、**CCSBT** の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、**CCSBT** の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

7. メンバー及び協力的非加盟国は、懲罰的及び制裁的行動を含めパラグラフ 5 に従ってとられた自国内の行動及び措置を検討し、情報開示に関する国内法と合致したかたちで、2005 年の拡大委員会の年次会合に、またその後毎年、検討の結果を報告する。拡大委員会はそのような検討の結果を考慮し、適切な場合には、**CCSBT** の記録に掲載されている漁船の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に、当該船舶による **CCSBT** の保存・管理措置の遵守を向上させるさらなる行動を行うよう要請する。

- 8. a) メンバー及び協力的非加盟国は、適用可能な国内法に基づき、**CCSBT** の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止するための措置を講じる。
- b) **CCSBT** の漁獲証明制度に関する **CCSBT** の保存管理措置の効果を次により確保する。
 - i) 旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、**CCSBT** の記録に掲載されている漁船についてのみ、**CDS** 文書を確認しなければならない。
 - ii) メンバー及び協力的非加盟国は、漁船によって漁獲されたみなみまぐろが、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、**CCSBT** の記録に掲載された船舶について確認された **CDS** 文

書を伴うことを求めなければならない。

- iii) メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書の偽造又は誤記載が発生しないよう協力しなければならない。

9. メンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されていない漁船がみなみまぐろの漁獲及び/又は転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、事実関係を事務局長に通知しなければならない。

10. a) パラグラフ 8 で言及された船舶がメンバー及び協力的非加盟国の旗を掲げている場合、事務局長は、当該メンバー及び協力的非加盟国に対し当該船舶がみなみまぐろを漁獲することを防ぐために必要な措置を講ずるよう要請する。

b) パラグラフ 8 で言及された船舶の旗が判定できない又は非協力的非加盟国である場合、事務局長は、拡大委員会による将来の検討のために、そのような情報をとりまとめる。

11. 拡大委員会及び関係するメンバー及び協力的非加盟国は、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるために、適宜同様の性格の記録の設定を含め、実行可能な場合には、適切な措置を策定し実施する上で最善の努力を尽くす。そのような悪影響とは、IUU 漁船のみなみまぐろ漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。

12. 拡大委員会がパラグラフ 8 に記された措置の実施を決定する前に、拡大委員会及びメンバーは、この決議について通知し協議を行うためすべての関連国と連絡をとり、この決議に適応するための十分な時間を与える。また、拡大委員会及びメンバーは、非締約国がメンバー又は協力的非加盟国となるよう引き続き奨励する。

13. 本決議によって、2008 年 10 月 14-17 日の第 15 回年次会合において採択された、“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議”の従前の修整は廃止される。

みなまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議

みなまぐろ保存拡大委員会は、

2011年第18回年次会合において「管理方式の採択に関する決議」が採択されたことに留意し、

同決議が、3年間のブロックごとにみなまぐろの全世界の総漁獲可能量（TAC）を設定する管理方式を採択していることに留意し、

メンバーが各割当年内において各々のTACを効率的に管理する必要性、及びメンバーの年間TACの限定的な繰越しを認める必要性を考慮し、

未漁獲量の繰越しに関する規定が、各割当年間における漁獲に関する柔軟性を付与することでこの漁業に恩恵をもたらし得ることを認識し、

こうした規定が管理方式の運用及び全世界のTACの設定において負の影響を及ぼさないという知見に基づき、

この繰越しに関する規定が、一部のメンバーに対して行政的な混乱を生じさせる可能性があること、したがって、各メンバーが自国船に対してこの規定を適用するかどうかは、それぞれのメンバーの判断に委ねられるべきであることを認識し、

条約第8条3 (b) に基づき、次のとおり合意する。

セクション1：繰越し措置の設定

1. 拡大委員会は、この決議により、メンバーの年間TAC¹の未漁獲量に関するある年から翌年への限定的な繰越しに関する措置を策定する。
2. メンバーは、自国の漁業において、繰越し措置を採用するかどうかを決定するものとする。この決議に従って繰越し措置を採用するメンバーは、次のセクション2-5において規定する措置に基づきこれを実施するものとする。

セクション2：繰越し措置

3. メンバーの年間TACにおいて未漁獲量が生じた場合には、そのメンバーは当該未漁獲量を次の割当年に繰り越すことができる。ただし、ある年から次の年に繰り越すことができる総割当量は、未漁獲量が生じた年の

¹年間 TAC とは、CCSBT によって定められた各メンバーの合意済み国別配分量をいう。

メンバーのTACの20%を超えてはならない。

4. 未漁獲分の割当量は、ある割当年からその次の年に対してのみ繰り越すことができる。前割当年から繰り越された割当量は、その次に繰り越される不足漁獲分にはならない²。

セクション3：繰越措置に関する通報及び報告

5. 次の割当年の開始時点において、この決議に基づき未漁獲分の割当量を前割当年から繰り越すことを決定したメンバーは、当該繰越しについて、CCSBT事務局に通報し、かつ、次の割当年における利用可能な年間漁獲量の制限³の修正版を提出するものとする。当該通報は、次の割当年の開始から60日以内に行うものとする。
6. 繰越措置を採用したメンバーは、当該割当年における実際の利用の有無にかかわらず、拡大委員会への年次報告書において、当該措置の適用について報告するものとする。

セクション4：繰越しが適用されない場合

7. 追加的な管理行動を要する例外的な状況が生じているとする拡大科学委員会からの助言に基づき、拡大委員会が3年間のクォータブロック内において全世界の総漁獲可能量を削減することに合意した場合には、いずれのメンバーもこの決議に規定される繰越措置を実施しないものとする⁴。
8. 拡大委員会が、3年間のクォータブロック内において、1以上のメンバーの国別配分量を削減することに合意した場合には、当該メンバーは、この決議に規定される繰越措置を適用しないものとする。
9. より低い全世界のTACを管理方式が勧告した場合又は拡大委員会が決定した場合には、いずれのメンバーもこの決議に規定される繰越措置を実施しないものとする⁴。
10. メンバーが2015年漁期又はそれ以降に国別配分量を超過した場合であつてそれらの漁期の超過漁獲量を返済していない場合には、拡大委員会による他の合意がある場合を除き、メンバーは、こうした漁獲量が返済されるまで、この決議に規定される繰越措置を適用しないものとする。

セクション5：一般規定

11. この決議における措置は、採択と同時に発効するものとする。

²すわなち、前年から繰り越した分については、その次に繰り越すことはできない。

³利用可能な年間漁獲量の制限とは、年間TACに前年からの未漁獲分の全ての繰越量を加えたものをいう。

⁴メンバーは、この規定によって、繰越し分を失う可能性があることに留意すべき。

未考慮死亡に関する CC 及び EC に対する ESC19 からの勧告

ESC19 報告書 本文

1. ESC は、未考慮死亡シナリオの意味合いや影響について懸念しており、拡大委員会及び遵守委員会に対して、未考慮死亡の影響を適正に評価するための詳細な情報及びデータを緊急的に提供することを要請する（パラグラフ 95）
2. ESC は、EC に対して、TAC の順守を確保するための対策を講じるよう助言する（パラグラフ 108、122）
3. ESC は、EC に対して、全ての未考慮死亡要因について定量化するための手段を講じるよう助言する
4. ESC は、分析を促進及び改善するため、全ての国に対して各々の CDS データ及び市場モニタリング情報を利用可能とするよう奨励する。

別紙 5

プロセス面

1. ESC は、分析を促進及び改善するため、全ての国に対して各々の CDS データを利用可能とするよう奨励する。

非メンバーによる小型魚及び大型魚の漁獲量

2. OMMP 作業部会は、ESC、遵守委員会及び拡大委員会に対し、情報基盤のギャップの解消に努力するよう奨励した。
3. ESC は、遵守委員会に対して、ESC による検討に資する情報をさらに提供できるよう、市場モニタリング及びレビューの手法について検討するよう要請する。

新たなデータソース及び分析

1. この不確実性の解消に資する他のデータ及び分析がある。ESC の科学的・技術的な専門性に鑑み、市場モニタリングにかかるさらなる検討については、遵守委員会により検討される方がより適切である。ESC は、EC 及び CC に対し、市場モニタリングの主要な仮定を明確化するためのレビュー及び分析を行うよう要請する。この検討には以下を含む必要がある。

- a. SBTの尾数、重量及び魚の由来に関する仮定を検証するための、2008年以降の築地における日本の月次モニタリングデータのレビュー
 - b. 築地において競りにかけられた、及び競りにかけられなかった冷凍SBTの尾数、重量及び生産国に関する月別データ
 - c. 大規模市場における独立市場レビューの実施
2. ESCは、分析を促進及び改善するため、全ての国に対して各々のCDSデータ及び市場モニタリング情報を利用可能とするよう奨励する。
 3. ESCは、遵守委員会に対し、将来の資源状況の評価、予測及びMPのパフォーマンスにかかるレビューに関する検討に向けて、これらの結果をESCに提供するよう要請する。